

半 期 報 告 書

(第 8 期中) 自 平成 24 年 4 月 1 日
至 平成 24 年 9 月 30 日

株式会社三菱東京UFJ銀行

E 0 3 5 3 3

第8期中（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した半期報告書の記載内容に係る確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社三菱東京UFJ銀行

目 次

	頁
第8期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	38
3 【対処すべき課題】	38
4 【事業等のリスク】	39
5 【経営上の重要な契約等】	40
6 【研究開発活動】	40
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	41
第3 【設備の状況】	51
1 【主要な設備の状況】	51
2 【設備の新設、除却等の計画】	51
第4 【提出会社の状況】	52
1 【株式等の状況】	52
(1) 【株式の総数等】	52
(2) 【新株予約権等の状況】	53
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	53
(4) 【ライツプランの内容】	53
(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	53
(6) 【大株主の状況】	54
(7) 【議決権の状況】	54
2 【株価の推移】	55
3 【役員の状況】	55
第5 【経理の状況】	56
1 【中間連結財務諸表等】	57
(1) 【中間連結財務諸表】	57
① 【中間連結貸借対照表】	57
② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】	59
③ 【中間連結株主資本等変動計算書】	61
④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	63
(2) 【その他】	109
2 【中間財務諸表等】	110
(1) 【中間財務諸表】	110
① 【中間貸借対照表】	110
② 【中間損益計算書】	112
③ 【中間株主資本等変動計算書】	113
(2) 【その他】	131
第6 【提出会社の参考情報】	132
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	133

監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月29日

【中間会計期間】 第8期中(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱東京UFJ銀行

【英訳名】 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 平野 信行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 成 實 朗

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 成 實 朗

【縦覧に供する場所】 本店のほかに該当ありません

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度
		中間連結 会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	平成22年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,655,514	1,714,655	1,710,908	3,209,835	3,295,914
連結経常利益	百万円	481,546	536,570	439,463	849,766	931,709
連結中間純利益	百万円	323,653	325,944	227,569	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	719,795	544,324
連結中間包括利益	百万円	232,443	346,696	207,897	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	390,207	782,932
連結純資産額	百万円	9,097,354	8,960,552	9,358,460	8,907,445	9,262,169
連結総資産額	百万円	161,534,721	169,385,245	169,554,150	163,123,183	171,663,939
1株当たり純資産額	円	579.63	594.16	628.73	579.24	620.62
1株当たり中間純利益金額	円	25.47	25.65	17.69	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	56.78	42.57
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	25.47	25.65	17.69	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	42.57
自己資本比率	%	4.68	4.57	4.81	4.63	4.70
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	15.77	16.90	15.48	15.82	16.27
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	7,390,475	2,732,270	△1,915,540	7,875,448	6,618,372
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△6,882,833	△2,279,009	2,435,131	△7,043,348	△6,199,174
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△839,413	△510,741	△825,252	△984,100	△538,844
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	3,069,090	3,117,382	2,721,630	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	3,171,595	3,024,292
従業員数	人	56,223	57,568	58,378	56,812	57,338
[外、平均臨時従業員数]		[23,500]	[21,200]	[20,700]	[22,900]	[21,000]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成22年度については潜在株式は存在いたしますが、希薄化効果を有しないため、記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。
- 6 平均臨時従業員数は、派遣社員を含め、百人未満を四捨五入して記載しております。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第6期中 平成22年9月	第7期中 平成23年9月	第8期中 平成24年9月	第6期 平成23年3月	第7期 平成24年3月
経常収益	百万円	1,389,980	1,421,902	1,423,476	2,692,418	2,766,126
経常利益	百万円	394,401	416,514	326,466	657,999	743,322
中間純利益	百万円	282,320	271,900	171,416	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	639,263	469,042
資本金	百万円	1,711,958	1,711,958	1,711,958	1,711,958	1,711,958
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		12,350,038	12,350,038	12,350,038	12,350,038	12,350,038
		第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式
		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式
		79,700	79,700	79,700	79,700	79,700
		第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式		
177,000	177,000	177,000	177,000	177,000		
純資産額	百万円	7,354,130	7,512,030	7,919,138	7,393,796	7,895,334
総資産額	百万円	150,882,968	159,545,453	159,267,825	153,453,411	161,441,406
預金残高	百万円	103,260,413	103,847,500	107,025,577	105,854,679	106,680,877
貸出金残高	百万円	63,649,511	64,386,916	69,074,738	64,981,715	69,386,000
有価証券残高	百万円	57,300,150	61,839,746	61,564,851	58,303,309	63,452,246
1株当たり中間純利益金額	円	22.12	21.28	13.14	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	50.29	36.50
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		9.98	5.89	5.60	19.96	11.64
		第一回第二種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式
		—	105.45	105.45	210.90	210.90
		第一回第六種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式
105.45	57.50	57.50	115.00	115.00		
第一回第七種優先株式						
57.50						
自己資本比率	%	4.87	4.70	4.97	4.81	4.89
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	16.63	17.85	16.55	16.61	17.41
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	35,060 [14,108]	35,589 [12,591]	36,631 [12,294]	34,797 [13,705]	35,480 [12,468]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 4 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。
- 5 平均臨時従業員数は、派遣社員を含めて記載しております。

2 【事業の内容】

当行グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、当行、連結子会社129社及び持分法適用関連会社52社で構成され、銀行業務、その他（金融商品取引業務、リース業務等）の金融サービスに係る事業を行っております。

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成24年9月30日現在

	リテール部門	法人部門	国際部門	市場部門	その他部門	合計
従業員数(人)	15,439 [8,700]	10,261 [2,700]	21,788 [1,200]	1,261 [0]	9,629 [8,100]	58,378 [20,700]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託3,632人、臨時従業員20,800人を含んでおりません。
 2 [] 内に当中間連結会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
 3 臨時従業員数は、派遣社員を含み、期末人数・平均人数ともに、百人未満を四捨五入して記載しております。
 4 臨時従業員数に含まれる派遣社員は、期末人数11,800人、平均人数12,200人であります。(期末人数、平均人数ともに、百人未満を四捨五入して記載しております。)

(2) 当行の従業員数

平成24年9月30日現在

	リテール部門	法人部門	国際部門	市場部門	その他部門	合計
従業員数(人)	13,883 [7,897]	8,904 [2,306]	7,184 [446]	1,261 [48]	5,399 [1,597]	36,631 [12,294]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託1,872人、臨時従業員12,360人を含んでおりません。
 2 [] 内に当中間会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
 3 臨時従業員数は、派遣社員を含んでおります。派遣社員は、期末人数5,721人、平均人数6,079人であります。
 4 従業員数には、執行役員75人(うち、取締役兼務の執行役員13人)を含んでおりません。
 5 当行の従業員組合は、三菱東京UFJ銀行従業員組合と称し、組合員数は24,231人であります。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当中間連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外では欧州債務問題に端を発する経済への悪影響が欧州から域外各国に広がりました。欧州ではユーロ圏を中心に、緊縮財政の継続、金融市場の混乱、域内銀行の金融機能低下など様々な要因から、実体経済が下押しされマイナス成長に陥りました。米国においては、欧州の影響に加えて国内住宅市場での構造調整圧力なども根強く残り、低めの経済成長率に止まりました。また、アジア諸国などでも欧州経済軟化の影響から輸出が大きく減速し、全体の経済成長率が鈍化しております。こうしたなか、わが国経済は震災復旧・復興需要を支えに回復基調を辿ってきましたが、足元にかけては欧州向け、アジア向け輸出の減速が顕著となっており、エコカー補助金などの政策効果の弱まりとあわせて、成長率が押し下げられております。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は米国や英国で過去最低の水準が維持され、ユーロ圏では7月に一段の利下げが実施されました。あわせて、米国やユーロ圏の中央銀行は追加的な資産買入策を決定しました。その他でも中国など、利下げに踏み切るところが増えてきております。わが国においては、日本銀行が実質ゼロ金利政策を維持した上で、4月と9月には資産買入等基金の増額を決定しました。こうしたなか、短期市場金利は引き続き低水準で推移し、長期市場金利は一段と低下して1%を割り込んできました。また、平成24年度に入って以降、欧州債務問題の深刻化や海外景気の減速などを背景に、円相場は円高基調となっており、株価については軟調のまま推移しました。

当行は、当行を含むパネル行が各種銀行間指標金利の算出機関に提示した内容等を調査している各国の政府当局から、情報提供命令等を受けております。当行は、これらの調査に対して協力をを行い、当行独自の調査等を実施しております。

また、上記に関連して、当行は、他のパネル行とともに、米国におけるクラスアクションを含む、複数の民事訴訟の被告となっております。

当行は、「世界に選ばれる、信頼のグローバル金融グループ」を目指し、お客さまをはじめとする関係者の皆さまのご期待・ご信頼にお応えしていくために、金融円滑化への一層の取組みを始め、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、「MUFG」といいます。）や、MUFGグループ各社とも協力して、以下のような実績を上げることができました。

リテール部門では、預金収益の低下で苦戦しましたが、コンシューマーファイナンス業務や金融商品仲介業務が堅調だったほか、法人部門でも、貸出収益等で苦戦したものの、投資銀行業務で成果を上げました。また、国際部門では、日系・非日系企業取引ともに堅調だったほか、市場部門でも、金利動向を的確に捉えたALM運営等により、前年を上回る収益を上げることができました。

このほか、「お客さま本位」のサービスの実現に向けて、「お客さまへのお約束10カ条」をお客さまに対する行動基準とし、従業員一人ひとりに「お客さま本位」、「お客さま保護」の考え方を徹底しているほか、コールセンターや、各営業拠点のロビー等に設置した「お客さまの声ハガキ」等で収集したご意見、ご要望に迅速にお応えすることで、お客さま満足度の向上に努めております。

また、CSR（企業の社会的責任）重視の経営を実践すべく、本業である金融の分野では、お客さまに環境面の対応をサポートする商品・サービスをご提供することで、環境配慮型社会の創出に力を尽くしているほか、各種の社会貢献活動にも積極的に取り組んでまいりました。

さらに、経営管理態勢、内部管理態勢及び法令等遵守態勢についても、お客さまから全幅の信頼を寄せて頂けるよう、たゆまぬ充実・強化に努めております。

当中間連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

資産の部につきましては、前年同期比1,689億円増加して、169兆5,541億円となりました。主な内訳は、貸出金74兆7,324億円、有価証券61兆6,490億円となっております。負債の部につきましては、前年同期比2,290億円減少して、160兆1,956億円となりました。主な内訳は、預金・譲渡性預金122兆7,353億円となっております。

損益につきましては、営業純益は前年同期比132億円増加して6,424億円、経常利益は前年同期比971億円減少して4,394億円、中間純利益は前年同期比983億円減少して2,275億円となりました。

なお、報告セグメントの業績は次のとおりであります。

1 リテール部門

営業純益は前年同期比149億円減少して660億円となりました。

2 法人部門

営業純益は前年同期比47億円減少して1,625億円となりました。

3 国際部門

営業純益は前年同期比20億円増加して1,166億円となりました。

4 市場部門

営業純益は前年同期比334億円増加して3,458億円となりました。

5 その他部門

営業純益は前年同期比24億円減少して△487億円となりました。

当中間連結会計期間より、行内の業績管理手法の変更に伴い、事業セグメントの利益の算定方法を変更しております。なお、変更後の算定方法に基づき作成した前中間連結会計期間の計数につきましては、「第5 経理の状況」中、1 「(1)中間連結財務諸表」の「セグメント情報」に記載しております。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前年同期比4兆6,478億円支出が増加して1兆9,155億円の支出となる一方、投資活動においては、前年同期比4兆7,141億円収入が増加して2兆4,351億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期比3,145億円支出が増加して8,252億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前年同期比3,957億円減少して2兆7,216億円となりました。

国際統一基準による連結自己資本比率は15.48%となりました。

(1) 国内・海外別収支

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用収支・役員取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は1兆3,213億円で前年同期比321億円の増益となりました。国内・海外の別では国内が9,957億円で前年同期比70億円の増益、海外が3,700億円で前年同期比264億円の増益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	506,796	231,960	△3,375	735,380
	当中間連結会計期間	474,110	250,842	△7,149	717,802
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	617,934	336,061	△43,904	910,091
	当中間連結会計期間	576,629	377,087	△45,969	907,747
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	111,138	104,101	△40,529	174,710
	当中間連結会計期間	102,518	126,245	△38,819	189,944
役員取引等収支	前中間連結会計期間	214,146	75,167	△38,830	250,483
	当中間連結会計期間	207,104	80,840	△36,056	251,888
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	284,404	79,517	△49,577	314,345
	当中間連結会計期間	274,923	84,623	△46,908	312,638
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	70,258	4,349	△10,746	63,861
	当中間連結会計期間	67,818	3,783	△10,852	60,749
特定取引収支	前中間連結会計期間	49,408	11,979	△838	60,549
	当中間連結会計期間	54,144	18,229	△3,070	69,303
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	49,408	13,886	△2,745	60,549
	当中間連結会計期間	54,144	18,238	△3,079	69,303
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	1,906	△1,906	—
	当中間連結会計期間	—	9	△9	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	218,377	24,408	△22	242,763
	当中間連結会計期間	260,402	20,103	1,835	282,341
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	301,376	36,389	△9,947	327,818
	当中間連結会計期間	312,478	59,807	△24,164	348,121
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	82,999	11,981	△9,925	85,055
	当中間連結会計期間	52,075	39,704	△25,999	65,779

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

① 国内

国内における資金運用／調達の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前年同期比 7 兆 5, 155 億円増加して 121 兆 9, 212 億円となりました。利回りは 0. 13% 低下して 0. 94% となり、受取利息合計は 5, 766 億円で前年同期比 413 億円の減少となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比 6 兆 2, 530 億円増加して 117 兆 8, 345 億円となりました。利回りは 0. 02% 低下して 0. 17% となり、支払利息合計は 1, 025 億円で前年同期比 86 億円の減少となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	114, 405, 678	617, 934	1. 07
	当中間連結会計期間	121, 921, 271	576, 629	0. 94
うち貸出金	前中間連結会計期間	52, 741, 439	373, 255	1. 41
	当中間連結会計期間	54, 698, 077	344, 496	1. 25
うち有価証券	前中間連結会計期間	55, 484, 061	192, 034	0. 69
	当中間連結会計期間	59, 445, 159	200, 426	0. 67
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	89, 403	78	0. 17
	当中間連結会計期間	88, 681	81	0. 18
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	18, 069	8	0. 09
	当中間連結会計期間	22, 810	10	0. 08
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	893, 340	1, 008	0. 22
	当中間連結会計期間	1, 770, 324	1, 582	0. 17
うち預け金	前中間連結会計期間	1, 787, 448	3, 567	0. 39
	当中間連結会計期間	2, 437, 412	2, 118	0. 17
資金調達勘定	前中間連結会計期間	111, 581, 475	111, 138	0. 19
	当中間連結会計期間	117, 834, 504	102, 518	0. 17
うち預金	前中間連結会計期間	93, 865, 608	33, 023	0. 07
	当中間連結会計期間	95, 826, 511	28, 743	0. 05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3, 787, 798	2, 322	0. 12
	当中間連結会計期間	3, 110, 786	1, 958	0. 12
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1, 062, 315	1, 848	0. 34
	当中間連結会計期間	2, 426, 810	1, 391	0. 11
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	4, 891, 288	7, 523	0. 30
	当中間連結会計期間	7, 093, 543	10, 048	0. 28
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	872, 811	917	0. 20
	当中間連結会計期間	1, 444, 498	1, 250	0. 17
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	6, 336, 688	44, 654	1. 40
	当中間連結会計期間	7, 136, 914	43, 112	1. 20

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

② 海外

海外における資金運用／調達の様子は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前年同期比3兆5,057億円増加して32兆4,537億円となりました。利回りは0.00%上昇して2.31%となり、受取利息合計は3,770億円で前年同期比410億円の増加となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比3兆4,278億円増加して29兆3,113億円となりました。利回りは0.05%上昇して0.85%となり、支払利息合計は1,262億円で前年同期比221億円の増加となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	28,948,063	336,061	2.31
	当中間連結会計期間	32,453,775	377,087	2.31
うち貸出金	前中間連結会計期間	18,839,140	253,891	2.68
	当中間連結会計期間	21,747,102	291,168	2.67
うち有価証券	前中間連結会計期間	3,291,132	36,586	2.21
	当中間連結会計期間	4,233,976	43,844	2.06
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	257,921	2,939	2.27
	当中間連結会計期間	283,106	3,030	2.13
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	796,775	13,420	3.35
	当中間連結会計期間	823,251	13,797	3.34
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	4,609,991	17,065	0.73
	当中間連結会計期間	4,046,571	12,010	0.59
資金調達勘定	前中間連結会計期間	25,883,446	104,101	0.80
	当中間連結会計期間	29,311,332	126,245	0.85
うち預金	前中間連結会計期間	14,222,797	40,790	0.57
	当中間連結会計期間	15,447,766	46,111	0.59
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,235,504	13,304	0.62
	当中間連結会計期間	6,393,435	17,207	0.53
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	301,240	1,635	1.08
	当中間連結会計期間	255,410	1,203	0.94
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	281,798	1,250	0.88
	当中間連結会計期間	437,161	1,455	0.66
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	128,514	184	0.28
	当中間連結会計期間	533,466	851	0.31
うち借入金	前中間連結会計期間	1,424,737	11,430	1.60
	当中間連結会計期間	1,272,008	7,622	1.19

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額	合計	小計	相殺消去額	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	143,353,741	△5,637,806	137,715,935	953,996	△43,904	910,091	1.31
	当中間連結会計期間	154,375,047	△5,146,628	149,228,419	953,717	△45,969	907,747	1.21
うち貸出金	前中間連結会計期間	71,580,579	△2,494,226	69,086,352	627,147	△36,906	590,240	1.70
	当中間連結会計期間	76,445,179	△2,224,957	74,220,222	635,665	△34,691	600,973	1.61
うち有価証券	前中間連結会計期間	58,775,194	△1,697,768	57,077,426	228,620	△3,765	224,855	0.78
	当中間連結会計期間	63,679,135	△1,764,063	61,915,071	244,271	△8,394	235,876	0.75
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	347,324	△23,647	323,677	3,017	△24	2,993	1.84
	当中間連結会計期間	371,787	△42,948	328,839	3,112	△34	3,078	1.86
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	814,845	—	814,845	13,429	—	13,429	3.28
	当中間連結会計期間	846,062	—	846,062	13,807	—	13,807	3.25
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	893,340	—	893,340	1,008	—	1,008	0.22
	当中間連結会計期間	1,770,324	—	1,770,324	1,582	—	1,582	0.17
うち預け金	前中間連結会計期間	6,397,439	△1,384,773	5,012,665	20,633	△2,608	18,024	0.71
	当中間連結会計期間	6,483,983	△1,085,775	5,398,208	14,129	△1,614	12,515	0.46
資金調達勘定	前中間連結会計期間	137,464,921	△3,946,379	133,518,542	215,239	△40,529	174,710	0.26
	当中間連結会計期間	147,145,837	△3,483,520	143,662,317	228,764	△38,819	189,944	0.26
うち預金	前中間連結会計期間	108,088,405	△657,003	107,431,402	73,814	△2,052	71,762	0.13
	当中間連結会計期間	111,274,277	△753,964	110,520,312	74,855	△1,182	73,672	0.13
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	8,023,302	△614,391	7,408,910	15,626	△254	15,372	0.41
	当中間連結会計期間	9,504,221	△280,691	9,223,530	19,165	△92	19,073	0.41
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,363,556	△127,446	1,236,109	3,483	△164	3,319	0.53
	当中間連結会計期間	2,682,221	△44,022	2,638,198	2,595	△35	2,560	0.19
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	5,173,087	—	5,173,087	8,774	—	8,774	0.33
	当中間連結会計期間	7,530,704	—	7,530,704	11,503	—	11,503	0.30
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	872,811	—	872,811	917	—	917	0.20
	当中間連結会計期間	1,444,498	—	1,444,498	1,250	—	1,250	0.17
うちコマース ・ペーパー	前中間連結会計期間	128,514	—	128,514	184	—	184	0.28
	当中間連結会計期間	533,466	—	533,466	851	—	851	0.31
うち借入金	前中間連結会計期間	7,761,426	△2,494,436	5,266,989	56,084	△37,042	19,041	0.72
	当中間連結会計期間	8,408,923	△2,303,347	6,105,576	50,735	△34,789	15,945	0.52

(注) 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が2,749億円で前年同期比94億円減収、役務取引等費用が678億円で前年同期比24億円減少した結果、役務取引等収支では前年同期比70億円減少して2,071億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が846億円で前年同期比51億円増収、役務取引等費用が37億円で前年同期比5億円減少した結果、役務取引等収支では前年同期比56億円増加して808億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では、前年同期比14億円増加して2,518億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	284,404	79,517	△49,577	314,345
	当中間連結会計期間	274,923	84,623	△46,908	312,638
うち為替業務	前中間連結会計期間	76,572	4,985	△175	81,382
	当中間連結会計期間	74,119	3,891	△160	77,850
うちその他 商業銀行業務	前中間連結会計期間	104,239	66,104	△894	169,449
	当中間連結会計期間	103,623	70,890	△1,106	173,406
うち保証業務	前中間連結会計期間	33,110	5,236	△9,109	29,237
	当中間連結会計期間	30,489	6,245	△9,008	27,726
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	19,415	486	△23	19,878
	当中間連結会計期間	17,667	400	△9	18,058
役務取引等費用	前中間連結会計期間	70,258	4,349	△10,746	63,861
	当中間連結会計期間	67,818	3,783	△10,852	60,749
うち為替業務	前中間連結会計期間	16,345	183	△62	16,466
	当中間連結会計期間	16,678	248	△147	16,779

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務、信託関連業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の特定取引収益は541億円で前年同期比47億円増収した結果、特定取引収支では前年同期比47億円増加して541億円となりました。海外の特定取引収益は182億円で前年同期比43億円増収、特定取引費用は0億円で前年同期比18億円減少した結果、特定取引収支では前年同期比62億円増加して182億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では前年同期比87億円増加して693億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	49,408	13,886	△2,745	60,549
	当中間連結会計期間	54,144	18,238	△3,079	69,303
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	6,786	797	△1	7,583
	当中間連結会計期間	6,602	1,432	—	8,034
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	1,272	△1,062	△36	172
	当中間連結会計期間	1,639	△146	△9	1,483
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	38,739	14,151	△2,705	50,185
	当中間連結会計期間	44,149	16,953	△3,070	58,033
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	2,610	—	△1	2,608
	当中間連結会計期間	1,753	—	—	1,753
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	1,906	△1,906	—
	当中間連結会計期間	—	9	△9	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	1	△1	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	36	△36	—
	当中間連結会計期間	—	9	△9	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	1,866	△1,866	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	1	△1	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(未残)

国内及び海外の特定取引の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間末の国内の特定取引資産は前年同期比6,277億円減少して5兆381億円、特定取引負債は前年同期比6,517億円減少して3兆993億円となりました。海外の特定取引資産は前年同期比218億円増加して1兆1,119億円、特定取引負債は前年同期比1,132億円増加して1兆422億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	5,665,916	1,090,109	△25,328	6,730,697
	当中間連結会計期間	5,038,138	1,111,927	△24,418	6,125,647
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	62,568	30,483	—	93,052
	当中間連結会計期間	122,511	29,268	—	151,780
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	241	—	—	241
	当中間連結会計期間	22	—	—	22
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	21,110	—	21,110
	当中間連結会計期間	—	776	—	776
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	536	7	—	544
	当中間連結会計期間	403	50	—	453
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	3,930,026	1,037,680	△22,328	4,945,378
	当中間連結会計期間	3,308,188	1,080,347	△24,418	4,364,117
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	1,672,543	827	△3,000	1,670,370
	当中間連結会計期間	1,607,012	1,484	—	1,608,496
特定取引負債	前中間連結会計期間	3,751,184	929,010	△23,491	4,656,704
	当中間連結会計期間	3,099,392	1,042,288	△20,974	4,120,705
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	5,080	—	5,080
	当中間連結会計期間	—	2,948	—	2,948
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	15	—	—	15
	当中間連結会計期間	288	—	—	288
うち特定取引 売付債券	前中間連結会計期間	—	6,746	—	6,746
	当中間連結会計期間	—	21,825	—	21,825
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	519	12	—	532
	当中間連結会計期間	149	24	—	173
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	3,750,648	917,044	△23,491	4,644,202
	当中間連結会計期間	3,098,954	1,011,863	△20,974	4,089,842
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	126	—	126
	当中間連結会計期間	—	5,626	—	5,626

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	94,316,798	16,219,449	△775,873	109,760,374
	当中間連結会計期間	97,238,918	16,936,051	△897,617	113,277,352
うち流動性預金	前中間連結会計期間	59,345,894	6,331,116	△129,731	65,547,280
	当中間連結会計期間	61,696,097	7,083,112	△116,511	68,662,698
うち定期性預金	前中間連結会計期間	30,338,590	9,762,111	△640,845	39,459,856
	当中間連結会計期間	30,889,811	9,688,489	△389,422	40,188,879
うちその他	前中間連結会計期間	4,632,312	126,222	△5,296	4,753,237
	当中間連結会計期間	4,653,008	164,449	△391,683	4,425,774
譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,471,102	4,393,935	△538,300	7,326,737
	当中間連結会計期間	2,998,919	6,736,069	△277,000	9,457,989
総合計	前中間連結会計期間	97,787,900	20,613,384	△1,314,173	117,087,112
	当中間連結会計期間	100,237,837	23,672,121	△1,174,617	122,735,341

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	52,418,752	100.00	54,775,315	100.00
製造業	7,187,111	13.71	7,073,421	12.91
建設業	892,789	1.70	808,861	1.48
卸売業、小売業	5,403,837	10.31	5,477,505	10.00
金融業、保険業	5,372,356	10.25	5,517,298	10.07
不動産業、物品賃貸業	8,280,413	15.80	8,044,032	14.69
各種サービス業	2,594,840	4.95	2,571,060	4.69
その他	22,687,402	43.28	25,283,135	46.16
海外及び特別国際金融取引勘定分	17,284,304	100.00	19,957,140	100.00
政府等	445,418	2.58	447,284	2.24
金融機関	2,867,225	16.59	3,850,521	19.29
その他	13,971,660	80.83	15,659,334	78.47
合計	69,703,056	—	74,732,455	—

(注) 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

② 特定海外債権等残高

期別	国別	金額(百万円)
前中間連結会計期間	パキスタン	4,655
	ウクライナ	398
	アルゼンチン	0
	合計	5,053
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)
当中間連結会計期間	パキスタン	4,816
	アルゼンチン	0
	合計	4,816
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)

(注) 特定海外債権等は、当行の特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権、並びに当該引当勘定の引当対象国に対する海外子会社の債権のうち、当該引当勘定の引当対象に準ずる債権であります。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	41,766,575	—	—	41,766,575
	当中間連結会計期間	41,299,335	—	—	41,299,335
地方債	前中間連結会計期間	203,100	—	—	203,100
	当中間連結会計期間	195,043	—	—	195,043
社債	前中間連結会計期間	3,333,523	—	—	3,333,523
	当中間連結会計期間	2,678,003	—	—	2,678,003
株式	前中間連結会計期間	3,382,169	—	△452,077	2,930,092
	当中間連結会計期間	2,864,873	—	△140,337	2,724,535
その他の証券	前中間連結会計期間	11,232,525	3,612,724	△1,273,242	13,572,007
	当中間連結会計期間	12,032,636	4,417,334	△1,697,813	14,752,158
合計	前中間連結会計期間	59,917,894	3,612,724	△1,725,319	61,805,299
	当中間連結会計期間	59,069,893	4,417,334	△1,838,151	61,649,076

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	1,050,755	1,087,682	36,927
経費(除く臨時処理分)	496,934	518,031	21,097
人件費	186,484	202,387	15,902
物件費	285,475	289,347	3,871
税金	24,974	26,297	1,322
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	553,846	569,757	15,911
のれん償却額	25	106	81
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	553,820	569,650	15,830
一般貸倒引当金繰入額	-	△11,396	△11,396
業務純益	553,820	581,046	27,226
うち債券関係損益	203,048	249,035	45,987
臨時損益	△137,306	△254,580	△117,274
株式等関係損益	△104,378	△183,310	△78,931
与信関係費用	29,537	52,188	22,650
貸出金償却	29,004	23,038	△5,965
個別貸倒引当金繰入額	-	27,874	27,874
その他の与信関係費用	533	1,274	741
貸倒引当金戻入益	5,422	-	△5,422
偶発損失引当金戻入益(与信関連)	-	1,525	1,525
償却債権取立益	16,567	12,455	△4,111
その他臨時損益	△25,379	△33,063	△7,684
経常利益	416,514	326,466	△90,048
特別損益	△4,992	269	5,262
うち減損損失	△2,340	△2,002	338
税引前中間純利益	411,522	326,736	△84,786
法人税、住民税及び事業税	73,922	6,049	△67,872
法人税等調整額	65,699	149,269	83,569
法人税等合計	139,621	155,319	15,697
中間純利益	271,900	171,416	△100,484

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役員取引等収支+特定取引収支+その他業務収支

2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

3 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益=国債等債券売却益-国債等債券売却損-国債等債券償却

6 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	0.94	0.81	△0.12
(イ) 貸出金利回	1.42	1.27	△0.15
(ロ) 有価証券利回	0.56	0.47	△0.08
(2) 資金調達原価 ②	0.81	0.78	△0.02
(イ) 預金等利回	0.06	0.05	△0.00
(ロ) 外部負債利回	0.33	0.24	△0.08
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.13	0.03	△0.10

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE (単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	15.43	14.92	△0.51
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	15.43	14.92	△0.51
業務純益ベース	15.43	15.22	△0.20
中間純利益ベース	7.44	4.32	△3.12

(注)

(利益 - 優先株式配当金総額) × 2

$$ROE = \frac{\text{(利益 - 優先株式配当金総額)} \times 2}{\{(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	103,847,500	107,025,577	3,178,077
預金(平残)	102,787,695	105,671,597	2,883,902
貸出金(末残)	64,386,916	69,074,738	4,687,821
貸出金(平残)	63,608,793	68,519,606	4,910,812

(2) 個人・法人別預金残高(国内)(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	56,266,491	58,018,925	1,752,434
法人その他	37,878,817	38,750,547	871,730
合計	94,145,308	96,769,472	2,624,164

(注) 譲渡性預金、海外店及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
住宅ローン残高	15,875,363	15,529,250	△346,112
その他ローン残高	717,448	703,472	△13,976
合計	16,592,811	16,232,723	△360,088

(4) 中小企業等貸出金(単体)

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	33,987,877	33,560,301	△427,576
総貸出金残高	② 百万円	52,515,207	54,898,961	2,383,753
中小企業等貸出金比率	①/② %	64.72	61.13	△3.58
中小企業等貸出先件数	③ 件	2,169,867	2,150,583	△19,284
総貸出先件数	④ 件	2,174,663	2,155,244	△19,419
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.77	99.78	0.00

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受	1,072	35,305	1,142	37,672
信用状	27,187	1,434,446	25,885	1,443,072
保証	35,631	3,769,194	35,119	3,771,333
合計	63,890	5,238,946	62,146	5,252,078

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、平成23年9月30日は粗利益配分手法を、平成24年9月30日は先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,711,958	1,711,958
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	3,878,275	3,878,275
	利益剰余金	2,496,006	2,784,337
	自己株式(△)	250,000	250,000
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	81,817	78,235
	その他有価証券の評価差損(△)	49,863	—
	為替換算調整勘定	△302,230	△356,595
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,232,510	1,203,500
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,132,453	1,105,142
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	234,929	222,366
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	13,470	13,718
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	14,062	13,167
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	6,301	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	8,366,076	8,643,987
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	8,366,076	8,643,987	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	625,053	597,742	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	158,764
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	176,626	173,099
	一般貸倒引当金	73,153	59,243
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	156,108
	負債性資本調達手段等	2,974,166	2,283,984
	うち永久劣後債務(注3)	195,984	152,179
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	2,778,182	2,131,805
	計	3,223,946	2,831,201
うち自己資本への算入額 (B)	3,223,946	2,831,201	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	300,810	252,128
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,289,213	11,223,060

項目		平成23年 9月30日	平成24年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	51,290,569	45,100,769
	オフ・バランス取引等項目	10,137,622	9,300,642
	信用リスク・アセットの額 (F)	61,428,191	54,401,411
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	857,515	515,362
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	68,601	41,229
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%) (I)	4,511,251	3,020,274
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	360,900	241,621
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	14,543,036
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	66,796,959	72,480,086	
連結自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		16.90	15.48
(参考)Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100 (%)		12.52	11.92

(注) 1 平成23年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は579,222百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,673,215百万円であります。

また、平成24年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は314,445百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,728,797百万円であります。

- 2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成23年 9月30日	平成24年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,711,958	1,711,958
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	1,711,958	1,711,958
	その他資本剰余金	2,166,317	2,166,317
	利益準備金	190,044	190,044
	その他利益剰余金	1,696,300	1,907,240
	その他	1,138,025	1,110,843
	自己株式(△)	250,000	250,000
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	81,817	78,235
	その他有価証券の評価差損(△)	15,463	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	3,016	4,064
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	14,062	13,167
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	46,373	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	8,203,870	8,452,894
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	8,203,870	8,452,894	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	625,053	597,742	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,132,453	1,105,142	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿 価額の合計額を控除した額の45%	—	156,719
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	176,626	173,099
	一般貸倒引当金	—	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	74,736
	負債性資本調達手段等	2,909,759	2,240,079
	うち永久劣後債務(注3)	195,984	152,179
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	2,713,775	2,087,900
	計	3,086,386	2,644,634
うち自己資本への算入額 (B)	3,086,386	2,644,634	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	211,600	116,204
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,078,656	10,981,324
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	49,416,579	43,343,824
	オフ・バランス取引等項目	8,035,159	6,859,984
	信用リスク・アセットの額 (F)	57,451,738	50,203,808
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	854,377	509,367
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	68,350	40,749
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%) (I)	3,726,421	2,338,746
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	298,113	187,099
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た 額 (K)	—	13,272,716
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	62,032,538	66,324,639	
単体自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		17.85	16.55
(参考)Tier 1比率 = (A) / (L) × 100 (%)		13.22	12.74

- (注) 1 平成23年9月30日の繰延税金資産に相当する額は567,365百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,640,774百万円であります。
- また、平成24年9月30日の繰延税金資産に相当する額は307,909百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,690,578百万円であります。
- 2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 3 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率（国際統一基準）及び単体自己資本比率（国際統一基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社8社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

[1]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 1 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[2]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 2 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[3]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 4 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[4]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 5 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[5]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 6 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成19年12月13日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[6]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 7 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成20年9月2日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[7]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	900億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[7]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成26年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成26年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	74億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[8]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[8]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,100億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[8]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズC 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成27年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成27年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の内訳

債権の区分	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,167	1,091
危険債権	7,725	9,411
要管理債権	5,238	5,277
正常債権	715,082	755,000

(注) 分離子会社であるエム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社の計数を含んでおりません。

なお、当該子会社は平成24年5月10日付にて清算しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

平成24年度から、3年間で計画の期間とする新しい中期経営計画をスタートしております。「世界に選ばれる、信頼のグローバル金融グループ」をめざし、平成24年度は、中期経営計画の初年度として、計画の達成に向けて、各種戦略などを早期に立ち上げ、効果発現につなげる年と位置付けております。

内外のお客さまの信頼とご期待に応え、めざす姿の実現に向けて、以下を重点課題として取り組んでまいります。

（成長戦略）

当行は、MUFGグループの中核をなす銀行として、多様化・高度化するお客さまの金融ニーズに対し、邦銀随一の国内・海外拠点ネットワークを活かしつつ、グループ間の協働をさらに進めて、これまで以上にハイクオリティのサービスを的確かつ迅速にご提供してまいります。具体的には、個人のお客さまには、信託や証券などMUFGグループ各社の機能も活用し、お客さまのライフステージに合わせた資産運用、借入れなどの様々なニーズにお応えするサービスを提供してまいります。また、法人のお客さまには、明日の成長企業から大企業に至るまでの企業の成長ステージに着目し、お客さまの課題解決に向けた提案活動を通じて、シンジケートローンを始めとする各種CIB（Corporate & Investment Banking）プロダクト、さらにはトランザクションバンキングや市場関連サービスなどを提供してまいります。

（経営基盤の強化）

経営基盤の強化についても、引き続きしっかりと進めてまいります。

自己資本規制を始めとする世界的な金融規制強化に対処するため、資本の有効活用を含めた自己資本の適切な管理・運営などに取り組むとともに、海外事業の拡大にあわせ、海外の地域におけるガバナンス態勢の強化も進めてまいります。

また、競争力の源泉である人材について、プロ度の向上やグローバル化に向けて一段と力を入れてまいります。一方、コンプライアンス面を含めた内部管理態勢についても、継続的なレベルアップに努めてまいります。

（CSR経営の推進・MUFGブランドの強化）

当行はMUFGグループの一員として、MUFGならではのサービスの提供によりお客さま満足度の向上を図るとともに、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営を実践してまいります。

CSR活動については、「地球環境問題への対応」、「次世代社会の担い手育成」の2つを重点領域と定めています。「地球環境問題への対応」では、当行の持つ金融機能を活かし、環境負荷低減に資する商品・サービスの提供に努めてまいります。「次世代社会の担い手育成」では、地域・社会の一員として、従業員参加型の社会貢献活動を中心に取り組んでまいります。

また、東日本大震災への対応につきましても、被災地の皆さまのお役に立てるよう、引き続き全力を挙げて取り組んでまいります。当行は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟と共同で「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」を創設し、中長期的な復興支援に取り組んでおります。本基金は学校を基点とし、東日本大震災により両親または父母のいずれかを亡くされた、もしくは行方不明になった児

童・生徒を対象とする「奨学金プログラム」を中心に、花壇の再生など様々な活動を行っております。

以上の取り組みを通じ、広く社会の皆さまから共感・ご支持をいただけるMUF Gブランドの維持・向上に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項または重要な変更として当行が認識しているものではありません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間の連結業務粗利益は、資金運用収支が悪化する一方、その他業務収支の改善等により、前中間連結会計期間比311億円増加して1兆3,258億円となりました。

連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は、営業経費が前中間連結会計期間比217億円増加したことにより、前中間連結会計期間比93億円増加して6,623億円となりました。

また、連結中間純利益は、株式等償却の増加等もあり、前中間連結会計期間比983億円減少して2,275億円となりました。

当中間連結会計期間における主な項目は、以下のとおりであります。

		前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
資金運用収益	①	9,100	9,077	△23
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後)	②	1,747	1,899	152
信託報酬	③	55	45	△9
うち信託勘定償却	④	—	—	—
役務取引等収益	⑤	3,143	3,126	△17
役務取引等費用	⑥	638	607	△31
特定取引収益	⑦	605	693	87
特定取引費用	⑧	—	—	—
その他業務収益	⑨	3,278	3,481	203
その他業務費用	⑩	850	657	△192
連結業務粗利益 (=①-②+③+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩)	⑪	12,947	13,258	311
営業経費(臨時費用控除後)	⑫	6,417	6,635	217
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前=⑪+④-⑫)		6,529	6,623	93
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額)	⑬	—	△105	△105
連結業務純益(=⑪-⑫-⑬)		6,529	6,728	199
その他経常収益	⑭	963	685	△277
うち貸倒引当金戻入益		201	—	△201
うち償却債権取立益		229	185	△43
うち株式等売却益		147	114	△33
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用)	⑮	0	0	△0
営業経費(臨時費用)	⑯	228	256	28
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額控除後)	⑰	1,898	2,762	863
うち与信関係費用		445	670	224
うち株式等売却損		105	71	△33
うち株式等償却		1,050	1,706	656
臨時損益(=⑭-⑮-⑯-⑰)		△1,164	△2,334	△1,170
経常利益		5,365	4,394	△971
特別損益		△43	△43	△0
うち減損損失		△25	△20	5
税金等調整前中間純利益		5,322	4,350	△971
法人税等合計		1,758	1,795	36
少数株主損益調整前中間純利益		3,563	2,555	△1,008
少数株主利益		304	279	△24
中間純利益		3,259	2,275	△983

1. 経営成績の分析

(1) 主な収支

連結業務粗利益は、前中間連結会計期間比311億円増加して1兆3,258億円となりました。

資金運用収支は、貸出金の減少や国内外の金利低下により資金運用収益が減少する一方、資金調達費用が増加し、前中間連結会計期間比175億円減少して7,178億円となりました。

役務取引等収支は、役務取引等費用の減少が運用商品販売手数料の減少等による役務取引収益の減少を上回り、前中間連結会計期間比14億円増加して2,518億円となりました。

特定取引収支・その他業務収支は、特定取引収支が前中間連結会計期間比87億円増加して693億円となる一方、その他業務収支は国債等債券関係損益の増加により前中間連結会計期間比395億円増加して2,823億円となりました。

営業経費(臨時費用控除後)は、海外を中心とした業務推進に係わる経費の積極投入等に伴い、前中間連結会計期間比217億円増加して6,635億円となりました。

連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は、前中間連結会計期間比93億円増加して6,623億円となりました。

	前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
資金運用収支	7,353	7,178	△175
資金運用収益	① 9,100	9,077	△23
資金調達費用 (金銭の信託運用見合費用控除後)	② 1,747	1,899	152
信託報酬	③ 55	45	△9
うち信託勘定償却	④ —	—	—
役務取引等収支	2,504	2,518	14
役務取引等収益	⑤ 3,143	3,126	△17
役務取引等費用	⑥ 638	607	△31
特定取引収支	605	693	87
特定取引収益	⑦ 605	693	87
特定取引費用	⑧ —	—	—
その他業務収支	2,427	2,823	395
その他業務収益	⑨ 3,278	3,481	203
その他業務費用	⑩ 850	657	△192
連結業務粗利益 (=①-②+③+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩)	⑪ 12,947	13,258	311
営業経費(臨時費用控除後)	⑫ 6,417	6,635	217
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前) (=⑪+④-⑫)	6,529	6,623	93

(2) 与信関係費用総額

与信関係費用総額は、前中間連結会計期間比396億円増加して363億円となりました。

貸出金償却は前中間連結会計期間比78億円減少、個別貸倒引当金繰入額は前中間連結会計期間比279億円増加しました。

	前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
信託報酬のうち信託勘定償却 ①	—	—	—
その他経常収益のうち貸倒引当金戻入益 ②	201	—	△201
その他経常収益のうち偶発損失引当金戻入益 ③	48	16	△31
その他経常収益のうち償却債権取立益 ④	229	185	△43
その他経常費用のうち一般貸倒引当金繰入 ⑤	—	△105	△105
その他経常費用のうち与信関係費用 ⑥	445	670	224
貸出金償却	456	378	△78
個別貸倒引当金繰入額	—	279	279
その他の与信関係費用	△11	12	23
与信関係費用総額 (=①-②-③-④+⑤+⑥)	△33	363	396
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)	6,529	6,623	93
連結業務純益(与信関係費用総額控除後)	6,563	6,260	△302

(3) 株式等関係損益

株式等関係損益は、前中間連結会計期間比656億円減少して1,664億円の損失となりました。

株式等売却益は前中間連結会計期間比33億円減少して114億円、株式等売却損は前中間連結会計期間比33億円減少して71億円、株式等償却は前中間連結会計期間比656億円増加して1,706億円となりました。

	前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
株式等関係損益	△1,007	△1,664	△656
その他経常収益のうち株式等売却益	147	114	△33
その他経常費用のうち株式等売却損	105	71	△33
その他経常費用のうち株式等償却	1,050	1,706	656

2. 財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は、企業の資金需要減退や円高に伴う海外貸出金の円換算額減少により、前連結会計年度末比952億円減少して74兆7,324億円となりました。

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
貸出金残高(末残)	748,277	747,324	△952
うち住宅ローン[単体]	157,204	155,292	△1,912
うち海外支店[単体]	142,290	141,757	△532
うち海外子会社 (UnionBanCal Corporation)	40,994	42,451	1,457

○リスク管理債権の状況

当行グループのリスク管理債権(除く信託勘定)は、前連結会計年度末比504億円増加して1兆6,103億円となりました。

貸出金残高に対するリスク管理債権(除く信託勘定)の比率は、前連結会計年度末比0.07ポイント増加して2.15%となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が前連結会計年度末比16億円減少、延滞債権額が前連結会計年度末比677億円増加、3ヵ月以上延滞債権額が前連結会計年度末比119億円減少、貸出条件緩和債権額が前連結会計年度末比37億円減少しております。

部分直接償却後 未収利息不計上基準(資産の自己査定基準)

[連結]

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
破綻先債権額	324	308	△16
延滞債権額	9,571	10,248	677
3ヵ月以上延滞債権額	743	624	△119
貸出条件緩和債権額	4,959	4,921	△37
合計	15,599	16,103	504

貸出金残高(末残)	748,277	747,324	△952
-----------	---------	---------	------

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
破綻先債権額	0.04%	0.04%	△0.00%
延滞債権額	1.27%	1.37%	0.09%
3ヵ月以上延滞債権額	0.09%	0.08%	△0.01%
貸出条件緩和債権額	0.66%	0.65%	△0.00%
合計	2.08%	2.15%	0.07%

○リスク管理債権のセグメント情報

地域別セグメント情報

[連結]

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
国内	13,344	13,934	589
海外	2,254	2,169	△85
アジア	90	108	18
インドネシア	4	7	3
タイ	9	1	△7
香港	3	11	7
その他	72	88	15
アメリカ	892	834	△58
海外その他	1,272	1,226	△45
合計	15,599	16,103	504

業種別セグメント情報

[連結]

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
国内	13,344	13,934	589
製造業	2,499	2,710	211
建設業	478	469	△8
卸売業、小売業	2,649	2,855	205
金融業、保険業	80	89	9
不動産業、物品賃貸業	1,547	1,936	389
各種サービス業	1,307	1,333	26
その他	826	824	△1
消費者	3,956	3,714	△241
海外	2,254	2,169	△85
金融機関	270	244	△25
商工業	1,023	949	△74
その他	960	975	15
合計	15,599	16,103	504

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権は、前連結会計年度末比636億円増加して1兆5,780億円となりました。

開示債権比率は、前連結会計年度末比0.11ポイント増加して2.04%となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が57億円、危険債権が677億円それぞれ増加する一方、要管理債権が98億円減少しております。

当中間連結会計期間末の開示債権の保全状況は、開示債権合計1兆5,780億円に対し、貸倒引当金による保全が3,962億円、担保・保証等による保全が8,299億円で、開示債権全体の保全率は77.70%となっております。

不良債権処理に関しましては、従来より重要課題として取り組んでおり、今後とも償却・売却等による最終処理、または再建可能な先の正常化を図ることで、不良債権残高を削減したいと考えております。

金融再生法開示債権 [単体]

債権区分	開示残高 (A) (億円)	貸倒引当金 (B) (億円)	うち担保・ 保証等による 保全額(C) (億円)	非保全部分に 対する引当率 (B) /[A)-(C)]	保全率 [(B)+(C)] /(A)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	1,091 (1,033)	32 (15)	1,058 (1,018)	100.00% (100.00%)	100.00% (100.00%)
危険債権	9,411 (8,733)	2,673 (2,508)	4,185 (3,944)	51.17% (52.37%)	72.88% (73.88%)
要管理債権	5,277 (5,376)	1,255 (1,224)	3,055 (3,178)	56.48% (55.69%)	81.67% (81.88%)
小計	15,780 (15,143)	3,962 (3,747)	8,299 (8,141)	52.96% (53.52%)	77.70% (78.50%)
正常債権	755,000 (766,489)	—	—	—	—
合計	770,781 (781,633)	—	—	—	—
開示債権比率	2.04% (1.93%)	—	—	—	—

(注) 上段は当中間連結会計期間の計数、下段(カッコ書き)は前連結会計年度の計数を記載しております。

(2) 有価証券

有価証券は、前連結会計年度末比2兆652億円減少して61兆6,490億円となりました。国債が1兆3,760億円、社債が2,858億円、株式が3,734億円、その他の証券が444億円、それぞれ減少しました。

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
有価証券	637,143	616,490	△20,652
国債	426,753	412,993	△13,760
地方債	1,805	1,950	145
社債	29,638	26,780	△2,858
株式	30,979	27,245	△3,734
その他の証券	147,966	147,521	△444

(注) 「その他の証券」は、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(3) 繰延税金資産

繰延税金資産の純額は、子会社の清算に係る繰延税金資産の取崩しを主因に、前連結会計年度末比1,312億円減少して3,144億円となりました。

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
繰延税金資産の純額	4,457	3,144	△1,312

(注) 連結財務諸表上の繰延税金資産から繰延税金負債を差し引いたものです。

発生原因別内訳(単体)

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
繰延税金資産	8,777	7,116	△1,661
繰越欠損金	—	55	55
貸倒引当金	3,535	3,641	105
有価証券有税償却	2,202	2,713	511
その他有価証券評価差額金	828	856	28
退職給付引当金	872	902	29
その他	4,330	2,565	△1,765
評価性引当額(△)	2,991	3,618	626
繰延税金負債	4,350	4,037	△312
その他有価証券評価差額金	2,601	2,221	△380
繰延ヘッジ損益	456	620	163
合併時所有価証券時価引継	406	340	△65
退職給付信託設定益	579	579	0
その他	305	275	△30
繰延税金資産の純額	4,427	3,079	△1,348

(4) 預金

預金は、前連結会計年度末比2,047億円増加して113兆2,773億円となりました。

国内個人預金[単体]が6,863億円増加する一方、国内法人預金その他[単体]が4,852億円、海外支店[単体]が169億円、それぞれ減少しました。

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
預金	1,130,726	1,132,773	2,047
うち国内個人預金 [単体]	573,326	580,189	6,863
うち国内法人預金その他 [単体]	392,357	387,505	△4,852
うち海外支店 [単体]	98,035	97,866	△169

(注) 「国内個人預金[単体]」及び「国内法人預金その他[単体]」は、特別国際金融取引勘定分を除いております。

(5) 純資産の部

純資産の部合計は、利益剰余金の増加を主因に前連結会計年度末比962億円増加して9兆3,584億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、株価の下落により、前連結会計年度末比922億円減少して1,355億円となりました。また少数株主持分は、前連結会計年度末比35億円減少して1兆1,887億円となりました。

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
純資産の部合計	92,621	93,584	962
うち資本金	17,119	17,119	—
うち資本剰余金	38,782	38,782	—
うち利益剰余金	26,352	27,843	1,491
うち自己株式	△2,500	△2,500	—
うちその他有価証券評価差額金	2,277	1,355	△922
うち少数株主持分	11,923	11,887	△35

3. 連結自己資本比率(国際統一基準)

自己資本は、補完的項目の減少を主因に、前連結会計年度末比4,930億円減少して11兆2,230億円となりました。

リスク・アセットは、前連結会計年度末比4,866億円増加して72兆4,800億円となりました。

以上より、連結自己資本比率(国際統一基準)は、前連結会計年度末比0.78ポイント減少して15.48%、Tier 1比率は、前連結会計年度末比0.15ポイント増加して11.92%となりました。

		前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
基本的項目 (Tier 1)	①	84,731	86,439	1,708
補完的項目 (Tier 2)	②	35,139	28,312	△6,827
準補完的項目(Tier 3)	③	—	—	—
控除項目	④	2,710	2,521	△188
自己資本=①+②+③-④	⑤	117,161	112,230	△4,930
リスク・アセット	⑥	719,934	724,800	4,866
連結自己資本比率=⑤÷⑥		16.27%	15.48%	△0.78%
Tier 1比率=①÷⑥		11.76%	11.92%	0.15%

(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

4. キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前中間連結会計期間比 4 兆6,478億円支出が増加して 1 兆9,155億円の支出となる一方、投資活動においては、前中間連結会計期間比 4 兆7,141億円収入が増加して 2 兆4,351億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは前中間連結会計期間比3,145億円支出が増加して8,252億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前中間連結会計期間比3,957億円減少して 2 兆7,216億円となりました。

5. 事業部門別収益

当中間連結会計期間の内部管理上の区分けを基準とした事業部門別収益状況は、次のとおりです。

[各事業部門の主な担当業務]

リテール部門 : 国内の個人に対する金融サービスの提供
 法人部門 : 国内の企業に対する金融サービスの提供
 国際部門 : 海外の個人・企業に対する金融サービスの提供
 うちUNBC : UnionBanCal Corporation(米国Union Bank, N.A.を子会社として保有する銀行持株会社)
 市場部門 : 為替・資金・証券の対顧客・対市場取引及び流動性管理・資金繰り管理
 その他部門 : 決済・カスタディ業務、出資金収支、部門間調整 等

(億円)	リテール部門	法人部門	国際部門	UNBC		市場部門	その他部門	合計
				UNBC	UNBC			
業務粗利益	2,937	3,301	3,170	1,307		3,699	150	13,260
単体	2,478	3,164	1,443	—		3,651	102	10,840
金利収支	2,071	1,685	722	—		875	279	5,634
非金利収支	406	1,478	720	—		2,776	△176	5,205
子会社	458	137	1,727	1,307		48	48	2,419
経費	2,276	1,675	2,004	919		241	637	6,835
営業純益	660	1,625	1,166	388		3,458	△487	6,424

- (注) 1 連結業務純益の内部取引消去等連結調整前の計数(子会社からの配当収入のみ消去)です。行内管理のために算出した損益であり、財務会計上の損益とは一致しません。
- 2 その他部門の業務粗利益では、子会社からの配当収入、及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ宛貸出収益を控除しております。
- 3 当中間連結会計期間より、行内の業績管理手法の変更に伴い、事業セグメントの利益の算定方法を変更しております。なお、変更後の算定方法に基づき作成した前中間連結会計期間の計数につきましては、「第5 経理の状況」中、1 「(1)中間連結財務諸表」の「セグメント情報」に記載しております。

(1) リテール部門

市場金利低下の影響で円預金収益が減少したものの、コンシューマーファイナンス収益が堅調に推移したほか、経費削減にも努めました。

(2) 法人部門

企業の資金需要低迷により貸出資金収益が減少したものの、ソリューション業務は好調を維持したほか、経費削減にも努めました。

(3) 国際部門

アジア、米州、欧州の各地域において、貸出資金収益やCIB収益等が増加したことにより、粗利益が引続き伸張しました。

(4) 市場部門

円外金利が低位安定する中、引き続き積極的なポジション運営と機動的な操作で売買益を積み上げました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完了した新設、増改築等の計画は、次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	—	—	営業店・センター事務システム高度化	—	—	平成24年8月

(注) 当行グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、増改築等について、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間中に、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	—	—	—	新設・ 更改	伝票等の電子化による営業店・センター事務の自動化・効率化	13,397	682	自己資金	平成23年10月	平成27年2月

(注) 当行グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000,000
第二種優先株式	100,000,000
第四種優先株式	79,700,000
第六種優先株式	1,000,000
第七種優先株式	177,000,000
計	33,357,700,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,350,038,122	同左	—	(注)1、2、3
第一回第二種優先株式	100,000,000	同左	—	(注)1、2、4
第一回第四種優先株式	79,700,000	同左	—	(注)1、2、4
第一回第六種優先株式	1,000,000	同左	—	(注)1、2、4
第一回第七種優先株式	177,000,000	同左	—	(注)1、2、4
計	12,707,738,122	同左	—	—

- (注) 1 普通株式、各優先株式いずれも、単元株式数は1,000株であり、定款において会社法第322条第2項に関する定めをしておりません。
- 2 普通株式と各優先株式では、財務政策上の柔軟性を確保するために議決権などの内容が異なっております。
- 3 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
- 4 各優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

①優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第二種優先株式	1株につき年60円
第四種優先株式	1株につき年18円60銭
第六種優先株式	1株につき年210円90銭
第七種優先株式	1株につき年115円

②非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

第二種優先株式	1株につき30円
第四種優先株式	1株につき9円30銭
第六種優先株式	1株につき105円45銭
第七種優先株式	1株につき57円50銭

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

第二種優先株式	1株につき2,500円
第四種優先株式	1株につき2,000円
第六種優先株式	1株につき5,700円
第七種優先株式	1株につき2,500円

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(4) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 取得条項

当行は、第六種優先株式発行後、平成24年11月13日以降は、当該優先株式1株につき5,700円の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当行が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。

当行は、第七種優先株式発行後、平成26年4月1日以降は、当該優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当行が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。

一部取得をすときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(6) 優先順位

各優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年4月1日～ 平成24年9月30日	—	12,707,738	—	1,711,958,103	—	1,711,958,103

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成24年9月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	12,506,038	98.41
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	200,700	1.57
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,000	0.00
計	—	12,707,738	100.00

所有議決権数別

平成24年9月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	12,350,038	100.00
計	—	12,350,038	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第二種優先株式 100,000,000	—	1 [株式等の状況]の(1) [株式の総数等]に記載しております。
	第一回第四種優先株式 79,700,000	—	
	第一回第六種優先株式 1,000,000	—	
	第一回第七種優先株式 177,000,000	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,350,038,000	12,350,038	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 122	—	—
発行済株式総数	12,707,738,122	—	—
総株主の議決権	—	12,350,038	—

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 無議決権株式のうち、第一回第二種優先株式100,000,000株、第一回第四種優先株式79,700,000株及び第一回第七種優先株式21,000,000株は自己株式であります。

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に定める分類に準じて記載しております。

- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に定める分類に準じて記載しております。

- 3 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間財務諸表は、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 6,866,983	※7 7,741,020
コールローン及び買入手形	275,256	428,107
買現先勘定	※2 890,835	※2 651,787
債券貸借取引支払保証金	※2 307,498	※2 1,362,182
買入金銭債権	※7 2,920,376	※7 2,952,885
特定取引資産	※7 5,874,039	※7 6,125,647
金銭の信託	293,133	277,629
有価証券	※1, ※2, ※7, ※13 63,714,303	※1, ※2, ※7, ※13 61,649,076
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 74,827,752	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 74,732,455
外国為替	※2 1,470,588	※2 1,277,426
その他資産	※7 6,095,737	※7 4,514,137
有形固定資産	※9, ※10 1,080,266	※9, ※10 1,092,204
無形固定資産	601,093	599,729
繰延税金資産	461,474	326,927
支払承諾見返	6,922,725	6,742,616
貸倒引当金	△938,125	△919,685
資産の部合計	171,663,939	169,554,150
負債の部		
預金	※7 113,072,605	※7 113,277,352
譲渡性預金	9,160,933	9,457,989
コールマネー及び売渡手形	※7 2,097,337	※7 2,902,836
売現先勘定	※7 6,133,170	※7 5,909,470
債券貸借取引受入担保金	※7 2,172,091	※7 1,895,627
コマーシャル・ペーパー	434,195	586,380
特定取引負債	※7 4,183,123	※7 4,120,705
借入金	※7, ※11 7,153,616	※7, ※11 5,883,524
外国為替	※2 881,938	※2 756,243
短期社債	98,952	109,942
社債	※12 5,349,929	※12 4,555,456
その他負債	※7 4,432,379	※7 3,710,529
賞与引当金	22,057	23,339
役員賞与引当金	145	47
退職給付引当金	57,065	47,371
役員退職慰労引当金	475	410
ポイント引当金	897	1,118
偶発損失引当金	57,162	47,998
特別法上の引当金	809	772
繰延税金負債	15,737	12,481
再評価に係る繰延税金負債	※9 154,420	※9 153,474
支払承諾	※7 6,922,725	※7 6,742,616
負債の部合計	162,401,770	160,195,689

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
資本金	1,711,958	1,711,958
資本剰余金	3,878,275	3,878,275
利益剰余金	2,635,211	2,784,337
自己株式	△250,000	△250,000
株主資本合計	7,975,445	8,124,571
その他有価証券評価差額金	227,725	135,514
繰延ヘッジ損益	60,071	86,227
土地再評価差額金	※ ⁹ 232,900	※ ⁹ 231,191
為替換算調整勘定	△373,450	△356,595
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	△52,831	△51,183
その他の包括利益累計額合計	94,414	45,154
少数株主持分	1,192,309	1,188,734
純資産の部合計	9,262,169	9,358,460
負債及び純資産の部合計	171,663,939	169,554,150

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
経常収益	1,714,655	1,710,908
資金運用収益	910,091	907,747
(うち貸出金利息)	590,240	600,973
(うち有価証券利息配当金)	224,855	235,876
信託報酬	5,531	4,557
役務取引等収益	314,345	312,638
特定取引収益	60,549	69,303
その他業務収益	327,818	348,121
その他経常収益	※1 96,319	※1 68,539
経常費用	1,178,085	1,271,445
資金調達費用	174,763	189,995
(うち預金利息)	71,762	73,672
役務取引等費用	63,861	60,749
その他業務費用	85,055	65,779
営業経費	664,541	689,209
その他経常費用	※2 189,863	※2 265,710
経常利益	536,570	439,463
特別利益	2,706	2,005
固定資産処分益	2,648	1,968
金融商品取引責任準備金取崩額	57	37
特別損失	7,019	6,388
固定資産処分損	4,458	4,367
減損損失	2,560	2,020
税金等調整前中間純利益	532,257	435,080
法人税、住民税及び事業税	93,265	25,678
法人税等調整額	82,619	153,841
法人税等合計	175,884	179,519
少数株主損益調整前中間純利益	356,372	255,560
少数株主利益	30,428	27,990
中間純利益	325,944	227,569

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
少数株主損益調整前中間純利益	356,372	255,560
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△37,483	△92,681
繰延ヘッジ損益	12,252	27,115
土地再評価差額金	—	△62
為替換算調整勘定	11,928	16,248
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	2,460	1,647
持分法適用会社に対する持分相当額	1,165	70
その他の包括利益合計	△9,676	△47,662
中間包括利益	346,696	207,897
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	316,287	179,954
少数株主に係る中間包括利益	30,409	27,943

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,711,958	1,711,958
当中間期末残高	1,711,958	1,711,958
資本剰余金		
当期首残高	3,878,275	3,878,275
当中間期末残高	3,878,275	3,878,275
利益剰余金		
当期首残高	2,299,904	2,635,211
当中間期変動額		
剰余金の配当	△132,328	△80,088
中間純利益	325,944	227,569
土地再評価差額金の取崩	2,485	1,645
当中間期変動額合計	196,101	149,126
当中間期末残高	2,496,006	2,784,337
自己株式		
当期首残高	△250,000	△250,000
当中間期末残高	△250,000	△250,000
株主資本合計		
当期首残高	7,640,138	7,975,445
当中間期変動額		
剰余金の配当	△132,328	△80,088
中間純利益	325,944	227,569
土地再評価差額金の取崩	2,485	1,645
当中間期変動額合計	196,101	149,126
当中間期末残高	7,836,240	8,124,571
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,568	227,725
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△35,776	△92,211
当中間期変動額合計	△35,776	△92,211
当中間期末残高	△33,208	135,514
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	48,332	60,071
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	11,689	26,156
当中間期変動額合計	11,689	26,156
当中間期末残高	60,022	86,227

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
土地再評価差額金		
当期首残高	216,668	232,900
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,485	△1,708
当中間期変動額合計	△2,485	△1,708
当中間期末残高	214,182	231,191
為替換算調整勘定		
当期首残高	△314,199	△373,450
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	11,968	16,855
当中間期変動額合計	11,968	16,855
当中間期末残高	△302,230	△356,595
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額		
当期首残高	△34,691	△52,831
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,460	1,647
当中間期変動額合計	2,460	1,647
当中間期末残高	△32,230	△51,183
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△81,320	94,414
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△12,143	△49,259
当中間期変動額合計	△12,143	△49,259
当中間期末残高	△93,464	45,154
少数株主持分		
当期首残高	1,348,627	1,192,309
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△130,851	△3,574
当中間期変動額合計	△130,851	△3,574
当中間期末残高	1,217,776	1,188,734
純資産合計		
当期首残高	8,907,445	9,262,169
当中間期変動額		
剰余金の配当	△132,328	△80,088
中間純利益	325,944	227,569
土地再評価差額金の取崩	2,485	1,645
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△142,995	△52,834
当中間期変動額合計	53,106	96,291
当中間期末残高	8,960,552	9,358,460

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	532,257	435,080
減価償却費	76,025	81,703
減損損失	2,560	2,020
のれん償却額	7,292	7,132
持分法による投資損益 (△は益)	△4,320	△6,028
貸倒引当金の増減 (△)	△64,631	△19,984
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,092	1,282
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△93	△98
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△472	△10,594
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△101	△64
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	324	221
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△6,905	△9,254
資金運用収益	△910,091	△907,747
資金調達費用	174,763	189,995
有価証券関係損益 (△)	△106,390	△88,115
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△289	929
為替差損益 (△は益)	550,899	555,381
固定資産処分損益 (△は益)	1,809	2,399
特定取引資産の純増 (△) 減	30,907	△248,142
特定取引負債の純増減 (△)	355,266	△65,065
約定済未決済特定取引調整額	14,562	△41,895
貸出金の純増 (△) 減	511,960	211,742
預金の純増減 (△)	△2,424,012	76,823
譲渡性預金の純増減 (△)	△850,405	290,208
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	1,411,401	△1,282,011
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	206,588	△1,166,981
コールローン等の純増 (△) 減	△115,440	57,990
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△1,283,258	△1,054,683
コールマネー等の純増減 (△)	2,393,823	578,712
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	179,771	147,792
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	1,206,157	△276,463
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△87,681	199,528
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△12,125	△129,278
短期社債 (負債) の純増減 (△)	14,993	10,989
普通社債発行及び償還による増減 (△)	38,761	△102,227
資金運用による収入	988,254	970,546
資金調達による支出	△191,325	△202,172
その他	152,034	24,782
小計	2,793,964	△1,765,547
法人税等の支払額	△66,732	△152,213
法人税等の還付額	5,039	2,220
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,732,270	△1,915,540

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△92,191,343	△89,726,321
有価証券の売却による収入	85,196,733	81,369,775
有価証券の償還による収入	4,786,497	10,832,979
金銭の信託の増加による支出	△224,567	△199,009
金銭の信託の減少による収入	226,137	243,004
有形固定資産の取得による支出	△27,533	△45,380
無形固定資産の取得による支出	△52,204	△52,712
有形固定資産の売却による収入	7,424	14,775
無形固定資産の売却による収入	0	13
事業譲受による支出	—	△1,084
子会社株式の取得による支出	—	△410
その他	△155	△501
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,279,009	2,435,131
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	40,000	2,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△35,500	△21,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	239,000	190,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△471,381	△884,991
少数株主からの払込みによる収入	637	1,000
少数株主への払戻による支出	△130	△512
優先株式等の償還等による支出	△120,000	—
配当金の支払額	△132,328	△80,088
少数株主への配当金の支払額	△31,038	△31,660
財務活動によるキャッシュ・フロー	△510,741	△825,252
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,268	3,000
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△54,213	△302,661
現金及び現金同等物の期首残高	3,171,595	3,024,292
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 3,117,382	※1 2,721,630

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
(1) 連結子会社	129社 主要な会社名 カブドットコム証券株式会社 UnionBanCal Corporation (連結の範囲の変更) BTMU Liquidity Reserve Investment Limited他2社は、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。 また、エム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社他6社は、清算等により、子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。
(2) 非連結子会社	該当ありません。
(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称	該当ありません。
(4) 開示対象特別目的会社に関する事項	該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
(1) 持分法適用の非連結子会社	該当ありません。
(2) 持分法適用の関連会社	52社 主要な会社名 株式会社池田泉州ホールディングス 株式会社中京銀行 (持分法適用の範囲の変更) 投資事業有限責任組合愛知中小企業再生ファンドは、清算により、関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。
(3) 持分法非適用の非連結子会社	該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連会社	該当ありません。

当中間連結会計期間
(自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日)

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ

ファルマフロンティア株式会社

株式会社Spring

株式会社テクトム

株式会社エリマキ

バイオビジックジャパン株式会社

(関連会社としなかった理由)

ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間
(自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日)

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

4月末日 1社

6月末日 83社

7月24日 8社

7月末日 1社

9月末日 36社

(2) 4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>
<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 15年~50年 その他 : 2年~20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)</p> <p>当行及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>この変更による中間連結損益計算書等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年~10年)に対応して定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>
<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>また、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

当中間連結会計期間
(自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日)

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記のとおり計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は527,772百万円(前連結会計年度末は550,845百万円)であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により
按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理

<p>当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
<p>(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、当行の連結子会社が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>(11) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>
<p>(12) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>
<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
<p>(14) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>
<p>(15) リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せずに、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p>

当中間連結会計期間
(自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日)

(16)重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してございました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識してあります。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は64百万円(前連結会計年度末は235百万円)(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は32百万円(前連結会計年度末は314百万円)(同前)であります。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用してあります。

③ 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せず当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

(17)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。

(18)消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上してあります。

(19)手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理してあります。

(20)在外子会社の会計処理基準

在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続き上利用してあります。

なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、米国会計基準に準拠して修正してあります。

また、連結決算上必要な修正を実施してあります。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※1 関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
株式	190,042百万円	189,455百万円
出資金	5,645百万円	3,515百万円

※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	79,936百万円	19,996百万円

消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
再担保に差し入れている有価証券	221,105百万円	963,172百万円
再貸付に供している有価証券	117百万円	116百万円
当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)に当該処分をせず に所有している有価証券	1,856,351百万円	3,405,339百万円

手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	1,055,095百万円	917,512百万円

上記の内、手形の再割引により引き渡した買入外国為替の額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	5,788百万円	5,578百万円

※3 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額	32,491百万円	30,891百万円
延滞債権額	957,130百万円	1,024,891百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	74,361百万円	62,414百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
貸出条件緩和債権額	495,958百万円	492,177百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
合計額	1,559,942百万円	1,610,374百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	13,134百万円	15,584百万円
有価証券	1,044,587百万円	833,311百万円
貸出金	5,748,094百万円	4,591,647百万円
その他資産	73,377百万円	99,021百万円
計	6,879,194百万円	5,539,564百万円
担保資産に対応する債務		
預金	175,975百万円	179,511百万円
コールマネー及び売渡手形	530,000百万円	530,000百万円
特定取引負債	80,449百万円	77,444百万円
借入金	5,654,423百万円	4,479,456百万円
その他負債	56,191百万円	56,187百万円
支払承諾	467百万円	335百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
現金預け金	1,372百万円	1,396百万円
買入金銭債権	223,731百万円	221,020百万円
有価証券	9,520,364百万円	9,873,112百万円
貸出金	3,354,773百万円	5,464,666百万円

また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
特定取引資産	772,502百万円	864,175百万円
有価証券	6,744,560百万円	7,113,634百万円
計	7,517,062百万円	7,977,810百万円
対応する債務		
売現先勘定	6,119,171百万円	5,137,101百万円
債券貸借取引受入担保金	2,154,100百万円	1,862,752百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	58,391,247百万円	58,912,025百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	893,893百万円	896,363百万円

※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付借入金	508,000百万円	489,000百万円

※12 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	2,921,047百万円	2,225,570百万円

※13 有価証券中の社債及びその他の証券のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	1,577,107百万円	1,323,641百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸倒引当金戻入益	20,157百万円	—百万円
償却債権取立益	22,948百万円	18,549百万円
株式等売却益	14,780百万円	11,427百万円
リース業を営む連結子会社に係る 受取リース料等	12,328百万円	15,293百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸出金償却	45,682百万円	37,844百万円
株式等償却	105,012百万円	170,662百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	12,350,038	—	—	12,350,038	
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第六種優先株式	1,000	—	—	1,000	
第一回第七種優先株式	177,000	—	—	177,000	
合計	12,707,738	—	—	12,707,738	
自己株式					
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第七種優先株式	21,000	—	—	21,000	
合計	200,700	—	—	200,700	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	123,253	9.98	平成23年3月31日	平成23年6月28日
	第一回第六種優先株式	105	105.45	平成23年3月31日	平成23年6月28日
	第一回第七種優先株式	8,970	57.50	平成23年3月31日	平成23年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	72,741	その他 利益剰余金	5.89	平成23年9月30日	平成23年11月15日
	第一回第六種 優先株式	105	その他 利益剰余金	105.45	平成23年9月30日	平成23年11月15日
	第一回第七種 優先株式	8,970	その他 利益剰余金	57.50	平成23年9月30日	平成23年11月15日

当中間連結会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	12,350,038	—	—	12,350,038	
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第六種優先株式	1,000	—	—	1,000	
第一回第七種優先株式	177,000	—	—	177,000	
合計	12,707,738	—	—	12,707,738	
自己株式					
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第七種優先株式	21,000	—	—	21,000	
合計	200,700	—	—	200,700	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	71,012	5.75	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	第一回第六種優先株式	105	105.45	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	第一回第七種優先株式	8,970	57.50	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月14日 取締役会	普通株式	69,160	その他 利益剰余金	5.60	平成24年9月30日	平成24年11月15日
	第一回第六種 優先株式	105	その他 利益剰余金	105.45	平成24年9月30日	平成24年11月15日
	第一回第七種 優先株式	8,970	その他 利益剰余金	57.50	平成24年9月30日	平成24年11月15日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金預け金勘定	7,822,682百万円	7,741,020百万円
定期性預け金及び譲渡性預け金	<u>△4,705,300百万円</u>	<u>△5,019,389百万円</u>
現金及び現金同等物	<u>3,117,382百万円</u>	<u>2,721,630百万円</u>

(リース取引関係)

- 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するファイナンス・リース取引(売買処理している在外子会社におけるものを除く)

(借手側)

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額前連結会計年度(平成24年3月31日)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	年度末残高相当額 (百万円)
有形固定資産	24,235	17,888	6,346
無形固定資産	249	181	67
合計	24,484	18,070	6,414

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間連結会計期間末 残高相当額 (百万円)
有形固定資産	19,998	15,322	4,676
無形固定資産	208	161	47
合計	20,207	15,484	4,723

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日) (百万円)
1年内	2,777	2,202
1年超	3,636	2,520
合計	6,414	4,723

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末(年度末)残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末(年度末)残高が有形固定資産の中間連結会計期間末(年度末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日) (百万円)
支払リース料	3,805	1,519
減価償却費相当額	3,805	1,519

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(借手側)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日) (百万円)
1年内	24,731	23,550
1年超	130,278	185,450
合計	155,009	209,001

(貸手側)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日) (百万円)
1年内	18,374	21,367
1年超	65,918	67,525
合計	84,293	88,892

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注)2参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	6,866,983	6,866,983	—
(2) コールローン及び買入手形	275,256	275,256	—
(3) 買現先勘定	890,835	890,835	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	307,498	307,498	—
(5) 買入金銭債権(*1)	2,920,376	2,957,612	37,236
(6) 特定取引資産	1,670,340	1,670,340	—
(7) 金銭の信託	293,133	293,133	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	252,392	254,951	2,559
その他有価証券	62,765,346	62,765,346	—
(9) 貸出金	74,827,752		
貸倒引当金(*1)	△767,053		
	74,060,699	74,800,945	740,245
(10) 外国為替(*1)	1,470,588	1,470,588	—
資産計	151,773,450	152,553,492	780,041
(1) 預金	113,072,605	113,114,603	41,997
(2) 譲渡性預金	9,160,933	9,166,704	5,771
(3) コールマネー及び売渡手形	2,097,337	2,097,337	—
(4) 売現先勘定	6,133,170	6,133,170	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	2,172,091	2,172,091	—
(6) コマーシャル・ペーパー	434,195	434,195	—
(7) 特定取引負債	27,810	27,810	—
(8) 借入金	7,153,616	7,181,717	28,100
(9) 外国為替	881,938	881,938	—
(10) 短期社債	98,952	98,952	—
(11) 社債	5,349,929	5,439,950	90,020
負債計	146,582,581	146,748,471	165,890
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	208,612	208,612	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(65,871)	(65,871)	—
デリバティブ取引計	142,740	142,740	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額にて計上しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	7,741,020	7,741,020	—
(2) コールローン及び買入手形	428,107	428,107	—
(3) 買現先勘定	651,787	651,787	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	1,362,182	1,362,182	—
(5) 買入金銭債権(*1)	2,952,885	2,999,779	46,893
(6) 特定取引資産	1,761,053	1,761,053	—
(7) 金銭の信託	277,629	277,629	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	338,024	339,851	1,826
その他有価証券	60,673,659	60,673,659	—
(9) 貸出金	74,732,455		
貸倒引当金(*1)	△762,328		
	73,970,126	74,895,862	925,735
(10)外国為替(*1)	1,277,426	1,277,426	—
資産計	151,433,903	152,408,359	974,456
(1) 預金	113,277,352	113,316,098	38,746
(2) 譲渡性預金	9,457,989	9,464,788	6,799
(3) コールマネー及び売渡手形	2,902,836	2,902,836	—
(4) 売現先勘定	5,909,470	5,909,470	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	1,895,627	1,895,627	—
(6) コマーシャル・ペーパー	586,380	586,380	—
(7) 特定取引負債	30,400	30,400	—
(8) 借入金	5,883,524	5,918,108	34,583
(9) 外国為替	756,243	756,243	—
(10)短期社債	109,942	109,942	—
(11)社債	4,555,456	4,671,006	115,549
負債計	145,365,224	145,560,903	195,679
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	199,905	199,905	—
ヘッジ会計が適用されているもの	270,856	270,856	—
デリバティブ取引計	470,761	470,761	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額にて計上しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格、取引金融機関から提示された価格又は将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末(連結会計年度末)において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等の内、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

(10) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 特定取引負債

特定取引目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(11) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
① 非上場株式(*1)(*2)	336,709	277,599
② 組合出資金等(*2)(*3)	163,770	166,378
③ その他(*2)	396	441
合計	500,877	444,420

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式等について10,321百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式等について3,094百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	債券	250,048	251,425	1,376
	国債	250,048	251,425	1,376
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	860,912	901,296	40,383
	外国債券	2,336	3,518	1,182
	その他	858,576	897,777	39,201
	小計	1,110,960	1,152,721	41,760
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	283,276	281,311	△1,964
	外国債券	7	7	—
	その他	283,268	281,303	△1,964
	小計	283,276	281,311	△1,964
合計		1,394,236	1,434,032	39,795

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	債券	250,016	250,450	433
	国債	250,016	250,450	433
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,206,259	1,254,861	48,601
	外国債券	52,316	53,770	1,453
	その他	1,153,942	1,201,090	47,147
	小計	1,456,275	1,505,311	49,035
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	130,347	130,032	△314
	外国債券	35,691	35,631	△60
	その他	94,655	94,401	△254
	小計	130,347	130,032	△314
合計	1,586,623	1,635,343	48,720	

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,298,018	801,795	496,223
	債券	29,581,554	29,391,641	189,912
	国債	26,789,733	26,668,951	120,782
	地方債	180,502	172,774	7,728
	社債	2,611,317	2,549,916	61,401
	その他	11,171,703	10,923,672	248,031
	外国株式	162,259	111,766	50,493
	外国債券	10,139,680	9,972,527	167,153
	その他	869,763	839,378	30,385
	小計	42,051,276	41,117,109	934,167
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	1,360,575	1,743,049	△382,474
	債券	15,987,781	16,000,045	△12,264
	国債	15,635,598	15,638,501	△2,903
	地方債	—	—	—
	社債	352,183	361,544	△9,360
	その他	3,638,738	3,673,310	△34,572
	外国株式	88	103	△14
	外国債券	3,031,547	3,045,743	△14,196
	その他	607,102	627,462	△20,360
	小計	20,987,094	21,416,405	△429,310
合計		63,038,370	62,533,514	504,856

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	984,895	651,124	333,770
	債券	30,848,084	30,639,774	208,310
	国債	28,346,437	28,204,830	141,607
	地方債	195,043	186,554	8,489
	社債	2,306,602	2,248,389	58,213
	その他	12,109,450	11,842,062	267,388
	外国株式	126,884	95,066	31,817
	外国債券	10,389,219	10,210,337	178,882
	その他	1,593,346	1,536,658	56,688
	小計	43,942,430	43,132,961	809,469
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株式	1,319,251	1,718,806	△399,554
	債券	13,073,985	13,085,786	△11,801
	国債	12,702,882	12,707,458	△4,576
	地方債	—	—	—
	社債	371,103	378,328	△7,225
	その他	2,600,338	2,625,827	△25,488
	外国株式	15,408	15,470	△61
	外国債券	2,237,785	2,248,870	△11,084
	その他	347,143	361,486	△14,342
	小計	16,993,575	17,430,420	△436,844
合計	60,936,005	60,563,381	372,624	

(注) 上記の差額には、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額99百万円(費用)等が含まれております。

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券及び関連会社株式以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、64,434百万円（うち、株式56,840百万円、債券その他7,594百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、172,009百万円（うち、株式167,528百万円、債券その他4,480百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの(百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの(百万円)
その他の金銭の信託	235,146	234,978	167	167	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	218,596	218,244	352	352	0

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	411,487
その他有価証券	509,462
その他の金銭の信託	167
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した有価証券	△98,143
繰延税金負債	△184,083
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	227,403
少数株主持分相当額	14,810
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△14,488
その他有価証券評価差額金	227,725

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額144百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額4,457百万円(益)を含めております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	289,945
その他有価証券	377,169
その他の金銭の信託	352
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した有価証券	△87,575
繰延税金負債	△155,182
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	134,763
少数株主持分相当額	14,765
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△14,014
その他有価証券評価差額金	135,514

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額99百万円(費用)等を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額4,475百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	売建	2,028,885	1,546,519	△1,120	△1,120
		買建	888,993	405,789	361	361
	金利 オプション	売建	37,546,493	63,864	△5,198	5,283
		買建	19,775,285	63,864	7,059	△4,433
店頭	金利先渡 契約	売建	640,342	—	—	—
		買建	731,573	—	—	—
	金利 スワップ	受取固定・ 支払変動	101,642,641	72,884,681	3,158,847	3,158,847
		受取変動・ 支払固定	97,651,382	71,271,048	△3,041,762	△3,041,762
		受取変動・ 支払変動	30,529,981	23,026,585	40,164	40,164
		受取固定・ 支払固定	433,234	289,927	△788	△788
	金利 スワップ ション	売建	11,278,963	3,627,181	△119,374	△69,272
		買建	5,650,818	3,172,496	87,512	60,435
	その他	売建	2,062,349	1,650,559	△8,093	△1,613
		買建	1,850,434	1,675,404	13,919	3,706
合計			—	—	131,525	149,806

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
金融商品 取引所	金利先物	売建	1,490,967	1,040,405	△3,010	△3,010
		買建	772,779	577,327	334	334
	金利 オプション	売建	32,720,285	—	△1,658	1,486
		買建	20,657,191	—	2,002	△2,160
店頭	金利先渡 契約	売建	537,836	—	△2	△2
		買建	501,063	18,468	△60	△60
	金利 スワップ	受取固定・ 支払変動	87,975,588	67,479,405	3,424,502	3,424,502
		受取変動・ 支払固定	89,039,086	66,888,885	△3,287,986	△3,287,986
		受取変動・ 支払変動	31,298,619	24,169,621	20,714	20,714
	金利 スワップ ション	受取固定・ 支払固定	433,785	289,927	△749	△749
		売建	8,694,334	3,444,331	△125,826	△111,412
	その他	買建	4,230,328	2,474,807	89,466	81,831
		売建	2,164,476	1,827,301	△5,740	△3,219
	その他	買建	1,961,158	1,782,139	10,563	9,059
合計		—	—	122,548	129,327	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	売建	21,645	—	27	27
		買建	14,970	—	58	58
店頭	通貨スワップ	—	23,948,764	17,470,952	28,884	28,884
	為替予約	売建	31,753,388	1,052,850	△330,948	△330,948
		買建	29,533,455	1,111,327	229,208	229,208
	通貨オプション	売建	6,919,640	3,286,726	△265,475	60,293
		買建	6,755,766	3,351,053	409,078	124,652
合計			—	—	70,833	112,176

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	売建	89,460	—	266	266
		買建	18,676	—	72	72
店頭	通貨スワップ	—	23,873,802	17,521,324	△33,736	△33,736
	為替予約	売建	30,948,255	1,154,519	217,520	217,520
		買建	29,287,822	1,264,329	△256,852	△256,852
	通貨オプション	売建	7,104,228	3,197,040	△166,482	149,366
		買建	6,938,777	3,244,924	307,502	15,338
合計			—	—	68,290	91,975

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	売建	—	—	—	—
		買建	252	—	0	0
店頭	有価証券店頭 オプション	売建	118,208	114,676	△6,746	△5,561
		買建	118,208	114,676	6,746	5,561
合計			—	—	0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	売建	1,386	—	11	11
		買建	1,579	—	△14	△14
店頭	有価証券店頭 オプション	売建	134,136	132,159	△7,077	△6,811
		買建	134,136	132,159	7,077	6,811
合計			—	—	△3	△3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物	売建	809,619	—	△209	△209
		買建	777,102	—	1,101	1,101
	債券先物 オプション	売建	533,702	—	△1,836	△378
		買建	648,232	—	1,763	△1,734
店頭	債券先渡契約	売建	82,190	—	△391	△391
		買建	152,051	—	△424	△424
合計			—	—	3	△2,036

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物	売建	584,607	—	△1,376	△1,376
		買建	674,929	—	1,503	1,503
	債券先物 オプション	売建	777,048	—	△1,300	2,645
		買建	458,115	—	1,659	△2,718
店頭	債券先渡契約	売建	84,396	—	△457	△457
		買建	204,533	—	1,895	1,895
合計			—	—	1,924	1,492

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品 スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	124,326	96,393	△39,150	△39,150
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	142,683	108,162	39,610	39,610
	商品 オプション	売建	136,664	130,340	△6,319	△6,303
		買建	136,661	130,340	6,325	6,310
合計			—	—	466	467

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
 3 商品は主に石油に係るものであります。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	商品先物	売建	142	—	1	1
		買建	—	—	—	—
店頭	商品 スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	128,463	81,561	△26,810	△26,810
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	147,961	93,070	30,270	30,270
	商品 オプション	売建	159,170	117,465	△5,725	△5,719
		買建	159,168	117,465	5,727	5,721
合計			—	—	3,463	3,463

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
 3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	703,392	426,590	1,108	1,108
		買建	1,163,370	654,010	4,675	4,675
合計			—	—	5,783	5,783

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	630,339	463,560	△8,123	△8,123
		買建	1,029,956	667,924	11,779	11,779
合計			—	—	3,655	3,655

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
店頭	地震 デリバティブ	売建	7,000	7,000	△521	△148
		買建	7,000	7,000	521	148
	SVF Wrap Products	売建	424,331	424,331	△0	△0
		買建	—	—	—	—
	その他	売建	—	—	—	—
		買建	1,358	1,358	25	25
合計		—	—	25	25	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

3 SVF Wrap Products は、401(k)等投資家の運用先であるStable Value Fundに対して、当行が上記投資家への元本払い出しを保証するデリバティブ商品であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行の報告セグメントは、最高意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行は、顧客特性・業務特性に応じて事業部門を設置しており、各事業部門は対象の顧客・業務について、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当行は、顧客・業務別のセグメントから構成されており、「リテール部門」「法人部門」「国際部門」「市場部門」及び「その他部門」を報告セグメントとしております。

リテール部門	：	国内の個人に対する金融サービスの提供
法人部門	：	国内の企業に対する金融サービスの提供
国際部門	：	海外の個人・企業に対する金融サービスの提供
市場部門	：	為替・資金・証券の対顧客・対市場取引及び流動性管理・資金繰り管理
その他部門	：	決済・カストディ業務、出資金収支、部門間調整 等

2 報告セグメントごとの業務粗利益及び営業純益の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結の範囲を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。連結の範囲は主要な子会社を対象としております。計数は内部取引消去等連結調整前の行内管理ベースとなっております。複数のセグメントに跨る収益・費用の計上方法は、市場実勢価格をベースとした行内管理会計基準に基づいております。

(事業セグメントの利益又は損失の算定方法の変更)

当中間連結会計期間より、各部門の所管範囲の見直し及び部門間の収益・経費の配賦方法の変更等、行内の業績管理手法の変更に伴い、事業セグメントの利益の算定方法を変更しております。

なお、前中間連結会計期間の報告セグメントは、変更後の算定方法に基づき作成したものを開示しております。

3 報告セグメントごとの業務粗利益及び営業純益の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

	リテール部門 (百万円)	法人部門 (百万円)	国際部門 (百万円)	UNBC	市場部門 (百万円)	その他部門 (百万円)	合計 (百万円)
				(百万円)			
業務粗利益	311,520	336,983	298,371	135,661	334,452	8,715	1,290,042
単体	261,890	323,515	127,079	—	331,673	△943	1,043,216
金利収支	221,912	175,399	54,297	—	105,102	19,467	576,179
非金利収支	39,977	148,115	72,781	—	226,571	△20,410	467,036
子会社	49,629	13,467	171,292	135,661	2,778	9,658	246,826
経費	230,496	169,674	183,718	90,513	22,011	54,927	660,829
営業純益	81,023	167,308	114,652	45,148	312,440	△46,212	629,213

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益を記載しております。
 2 業務粗利益には、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。
 3 経費には、人件費及び物件費を含んでおります。
 4 当行は、内部管理上、資産（又は負債）をセグメントに配分していないため、報告セグメント別の資産（又は負債）を記載しておりません。
 5 UNBC (UnionBanCal Corporation) は、米国Union Bank, N.A. を子会社として保有する銀行持株会社であります。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	リテール部門 (百万円)	法人部門 (百万円)	国際部門 (百万円)	UNBC	市場部門 (百万円)	その他部門 (百万円)	合計 (百万円)
				(百万円)			
業務粗利益	293,734	330,121	317,095	130,785	369,967	15,085	1,326,004
単体	247,850	316,409	144,314	—	365,154	10,281	1,084,011
金利収支	207,185	168,511	72,274	—	87,528	27,980	563,479
非金利収支	40,664	147,898	72,040	—	277,626	△17,699	520,531
子会社	45,883	13,712	172,780	130,785	4,812	4,804	241,993
経費	227,659	167,593	200,410	91,965	24,107	63,796	683,567
営業純益	66,075	162,527	116,685	38,819	345,859	△48,710	642,436

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益を記載しております。
 2 業務粗利益には、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。
 3 経費には、人件費及び物件費を含んでおります。
 4 当行は、内部管理上、資産（又は負債）をセグメントに配分していないため、報告セグメント別の資産（又は負債）を記載しておりません。
 5 UNBC (UnionBanCal Corporation) は、米国Union Bank, N.A. を子会社として保有する銀行持株会社であります。

4 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

営業純益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	629,213	642,436
報告セグメント対象外の連結子会社の業務純益	28,437	26,490
一般貸倒引当金繰入額	—	10,517
与信関係費用	△44,574	△67,044
貸倒引当金戻入益	20,157	—
偶発損失引当金戻入益（与信関連）	4,801	1,658
償却債権取立益	22,948	18,549
株式等関係損益	△100,780	△166,414
持分法による投資損益	4,320	6,028
退職給付費用のうち数理計算上の差異の費用処理額	△20,969	△26,280
その他	△6,983	△6,479
中間連結損益計算書の経常利益	536,570	439,463

（注） 1 与信関係費用には、貸出金償却及び個別貸倒引当金繰入額を含んでおります。

2 株式等関係損益には、株式等売却損益及び株式等償却を含んでおります。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 サービスごとの情報

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する 経常収益	1,666,261	48,394	1,714,655

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

日本 (百万円)	米国 (百万円)	北米 (除米国) (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	合計 (百万円)
1,261,457	235,829	3,471	6,717	69,004	138,175	1,714,655

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は、当行の本支店及び連結子会社の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

日本 (百万円)	米国 (百万円)	北米 (除米国) (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	合計 (百万円)
869,546	194,942	85	405	3,637	5,790	1,074,407

3 主要な顧客ごとの情報

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 サービスごとの情報

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する 経常収益	1,661,290	49,617	1,710,908

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

日本 (百万円)	米国 (百万円)	北米 (除米国) (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	合計 (百万円)
1,208,741	234,558	3,791	10,952	80,817	172,047	1,710,908

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は、当行の本支店及び連結子会社の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

日本 (百万円)	米国 (百万円)	北米 (除米国) (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	合計 (百万円)
858,932	221,261	80	842	3,831	7,256	1,092,204

3 主要な顧客ごとの情報

該当ありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。
 前中間連結会計期間における減損損失は、2,560百万円であります。
 当中間連結会計期間における減損損失は、2,020百万円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

	リテール 部門 (百万円)	法人部門 (百万円)	国際部門 (百万円)	UNBC	市場部門 (百万円)	その他 部門 (百万円)	合計 (百万円)
				(百万円)			
当中間期償却額	92	0	7,109	6,975	—	—	7,203
当中間期末残高	2,965	0	231,963	231,963	—	—	234,929

(注) 当中間連結会計期間において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額は88百万円であります。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	リテール 部門 (百万円)	法人部門 (百万円)	国際部門 (百万円)	UNBC	市場部門 (百万円)	その他 部門 (百万円)	合計 (百万円)
				(百万円)			
当中間期償却額	92	1	7,038	7,008	—	—	7,132
当中間期末残高	2,782	46	219,537	218,373	—	—	222,366

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	円	620.62	628.73
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	9,262,169	9,358,460
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	1,597,411	1,593,509
うち少数株主持分	百万円	1,192,309	1,188,734
うち優先株式	百万円	395,700	395,700
うち優先配当額	百万円	9,402	9,075
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	7,664,757	7,764,950
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数	千株	12,350,038	12,350,038

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	25.65	17.69
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	325,944	227,569
普通株主に帰属しない金額	百万円	9,075	9,075
うち優先配当額	百万円	9,075	9,075
普通株式に係る中間純利益	百万円	316,869	218,493
普通株式の期中平均株式数	千株	12,350,038	12,350,038
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	25.65	17.69
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	△0	△0
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要		連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 1,636円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成23年9月末 現在個数 790個	—

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 6,401,537	※7 7,460,651
コールローン	160,528	308,613
買現先勘定	※2 566,222	※2 338,379
債券貸借取引支払保証金	※2 307,468	※2 1,362,182
買入金銭債権	※7 2,221,915	※7 2,304,378
特定取引資産	※7 5,736,034	※7 5,983,895
金銭の信託	57,986	59,032
有価証券	※1, ※2, ※7, ※13 63,452,246	※1, ※2, ※7, ※13 61,564,851
投資損失引当金	△56,627	△56,627
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 69,386,000	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 69,074,738
外国為替	※2 1,461,361	※2 1,268,842
その他資産	5,319,356	3,595,838
その他の資産	5,319,356	3,595,838
有形固定資産	※9, ※12 864,836	※9, ※12 863,571
無形固定資産	327,329	331,604
繰延税金資産	442,759	307,909
支払承諾見返	5,555,393	5,252,078
貸倒引当金	△762,942	△752,113
資産の部合計	161,441,406	159,267,825
負債の部		
預金	106,680,877	107,025,577
譲渡性預金	9,341,667	9,498,363
コールマネー	※7 2,005,828	※7 2,874,942
売現先勘定	※7 6,100,858	※7 5,846,943
債券貸借取引受入担保金	※7 2,155,306	※7 1,862,752
コマーシャル・ペーパー	216,698	359,251
特定取引負債	4,084,721	4,003,551
借入金	※7, ※10 8,541,603	※7, ※10 7,172,903
外国為替	※2 906,624	※2 776,410
社債	※11 4,504,334	※11 3,828,276
その他負債	3,225,131	2,629,979
未払法人税等	102,754	13,747
リース債務	13,051	13,882
資産除去債務	21,005	20,760
その他の負債	3,088,319	2,581,588
賞与引当金	16,691	16,688
役員賞与引当金	145	47
退職給付引当金	5,131	5,097
ポイント引当金	797	1,016
偶発損失引当金	49,840	41,332
再評価に係る繰延税金負債	※12 154,420	※12 153,474
支払承諾	※7 5,555,393	※7 5,252,078
負債の部合計	153,546,071	151,348,686

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
資本金	1,711,958	1,711,958
資本剰余金	3,878,275	3,878,275
資本準備金	1,711,958	1,711,958
その他資本剰余金	2,166,317	2,166,317
利益剰余金	2,004,311	2,097,285
利益準備金	190,044	190,044
その他利益剰余金	1,814,267	1,907,240
行員退職手当基金	2,432	2,432
別途積立金	718,196	718,196
繰越利益剰余金	1,093,638	1,186,611
自己株式	△250,000	△250,000
株主資本合計	7,344,545	7,437,518
その他有価証券評価差額金	235,499	138,457
繰延ヘッジ損益	82,389	111,970
土地再評価差額金	※12 232,900	※12 231,191
評価・換算差額等合計	550,789	481,620
純資産の部合計	7,895,334	7,919,138
負債及び純資産の部合計	161,441,406	159,267,825

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
経常収益	1,421,902	1,423,476
資金運用収益	754,468	745,041
(うち貸出金利息)	478,984	478,134
(うち有価証券利息配当金)	204,377	219,732
役務取引等収益	255,728	256,593
特定取引収益	52,541	59,542
その他業務収益	312,310	328,897
その他経常収益	※1 46,853	※1 33,402
経常費用	1,005,387	1,097,010
資金調達費用	170,803	177,941
(うち預金利息)	54,230	49,206
役務取引等費用	69,025	66,521
その他業務費用	84,518	57,979
営業経費	※2 519,743	※2 543,712
その他経常費用	※3 161,296	※3 250,855
経常利益	416,514	326,466
特別利益	1,696	6,572
特別損失	6,688	6,302
税引前中間純利益	411,522	326,736
法人税、住民税及び事業税	73,922	6,049
法人税等調整額	65,699	149,269
法人税等合計	139,621	155,319
中間純利益	271,900	171,416

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,711,958	1,711,958
当中間期末残高	1,711,958	1,711,958
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,711,958	1,711,958
当中間期末残高	1,711,958	1,711,958
その他資本剰余金		
当期首残高	2,166,317	2,166,317
当中間期末残高	2,166,317	2,166,317
資本剰余金合計		
当期首残高	3,878,275	3,878,275
当中間期末残高	3,878,275	3,878,275
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	190,044	190,044
当中間期末残高	190,044	190,044
その他利益剰余金		
行員退職手当基金		
当期首残高	2,432	2,432
当中間期末残高	2,432	2,432
別途積立金		
当期首残高	718,196	718,196
当中間期末残高	718,196	718,196
繰越利益剰余金		
当期首残高	833,613	1,093,638
当中間期変動額		
剰余金の配当	△132,328	△80,088
中間純利益	271,900	171,416
土地再評価差額金の取崩	2,485	1,645
当中間期変動額合計	142,057	92,973
当中間期末残高	975,671	1,186,611
利益剰余金合計		
当期首残高	1,744,287	2,004,311
当中間期変動額		
剰余金の配当	△132,328	△80,088
中間純利益	271,900	171,416
土地再評価差額金の取崩	2,485	1,645
当中間期変動額合計	142,057	92,973
当中間期末残高	1,886,344	2,097,285

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
自己株式		
当期首残高	△250,000	△250,000
当中間期末残高	△250,000	△250,000
株主資本合計		
当期首残高	7,084,520	7,344,545
当中間期変動額		
剰余金の配当	△132,328	△80,088
中間純利益	271,900	171,416
土地再評価差額金の取崩	2,485	1,645
当中間期変動額合計	142,057	92,973
当中間期末残高	7,226,577	7,437,518
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	27,110	235,499
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△40,852	△97,041
当中間期変動額合計	△40,852	△97,041
当中間期末残高	△13,742	138,457
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	65,497	82,389
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	19,514	29,580
当中間期変動額合計	19,514	29,580
当中間期末残高	85,012	111,970
土地再評価差額金		
当期首残高	216,668	232,900
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△2,485	△1,708
当中間期変動額合計	△2,485	△1,708
当中間期末残高	214,182	231,191
評価・換算差額等合計		
当期首残高	309,275	550,789
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△23,823	△69,169
当中間期変動額合計	△23,823	△69,169
当中間期末残高	285,452	481,620

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月 30 日)
純資産合計		
当期首残高	7,393,796	7,895,334
当中間期変動額		
剰余金の配当	△132,328	△80,088
中間純利益	271,900	171,416
土地再評価差額金の取崩	2,485	1,645
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△23,823	△69,169
当中間期変動額合計	118,234	23,804
当中間期末残高	7,512,030	7,919,138

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。 なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 15年~50年 その他 : 2年~20年 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当行は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による中間損益計算書等に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として3年~10年)に対応して定額法により償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
<p>5 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記のとおり計上しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は440,341百万円(前事業年度末は455,314百万円)であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	<p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理</p>
	<p>(6) ポイント引当金 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>
6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	<p>(借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する事業年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
<p>8 ヘッジ会計の方法</p>	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識してまいります。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は64百万円(前事業年度末は235百万円)(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は32百万円(前事業年度末は314百万円)(同前)であります。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用してまいります。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
	<p>(3) 内部取引</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の費用に計上しております。</p>
10 手形割引及び再割引の会計処理	<p>手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式及び出資金総額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
株式及び出資金	1,896,879百万円	2,004,178百万円

※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	79,936百万円	19,996百万円

消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
再担保に差し入れている有価証券	134,401百万円	846,099百万円
当中間会計期間末(前事業年度末)に当該処分をせずに所有している有価証券	1,430,408百万円	3,077,252百万円

手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	1,046,557百万円	906,973百万円

上記の内、手形の再割引により引き渡した買入外国為替の額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	5,788百万円	5,578百万円

※3 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額	33,997百万円	30,885百万円
延滞債権額	899,774百万円	974,469百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	61,388百万円	62,334百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
貸出条件緩和債権額	476,297百万円	465,464百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
合計額	1,471,457百万円	1,533,153百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
担保に供している資産		
預け金	114,612百万円	97,581百万円
有価証券	737,803百万円	535,192百万円
貸出金	5,241,235百万円	4,233,051百万円
計	6,093,651百万円	4,865,825百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	530,000百万円	530,000百万円
借入金	5,333,745百万円	4,222,126百万円
支払承諾	114,612百万円	97,581百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
預け金	1,372百万円	1,396百万円
買入金銭債権	223,731百万円	221,020百万円
有価証券	9,412,456百万円	9,761,012百万円
貸出金	876,635百万円	2,780,419百万円

また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
特定取引資産	771,440百万円	861,433百万円
有価証券	6,723,923百万円	7,093,574百万円
計	7,495,364百万円	7,955,007百万円
対応する債務		
売現先勘定	6,100,858百万円	5,115,743百万円
債券貸借取引受入担保金	2,154,100百万円	1,862,752百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	56,664,198百万円	56,851,361百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	762,464百万円	756,664百万円

※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付借入金	2,278,772百万円	2,092,614百万円

※11 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	2,243,000百万円	1,683,000百万円

※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

※13 有価証券中の社債及びその他の証券のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1,577,107百万円	1,323,641百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸倒引当金戻入益	5,422百万円	－百万円
償却債権取立益	16,567百万円	12,455百万円
株式等売却益	12,146百万円	8,892百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
有形固定資産（リース資産を除く）	22,135百万円	19,634百万円
無形固定資産（リース資産を除く）	38,224百万円	43,608百万円
リース資産	1,059百万円	1,828百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸出金償却	29,004百万円	23,038百万円
株式等償却	106,216百万円	185,644百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第七種優先株式	21,000	—	—	21,000	
合計	200,700	—	—	200,700	

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第七種優先株式	21,000	—	—	21,000	
合計	200,700	—	—	200,700	

(リース取引関係)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するファイナンス・リース取引(借手側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
前事業年度(平成24年3月31日)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	年度末残高相当額 (百万円)
有形固定資産	23,630	17,335	6,295
無形固定資産	182	121	60
合計	23,813	17,457	6,356

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間(平成24年9月30日)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末 残高相当額 (百万円)
有形固定資産	19,942	15,275	4,667
無形固定資産	182	137	45
合計	20,125	15,412	4,713

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当中間会計期間 (平成24年9月30日) (百万円)
1年内	2,725	2,196
1年超	3,631	2,517
合計	6,356	4,713

(注) 未経過リース料中間会計期間末(年度末)残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末(年度末)残高が有形固定資産の中間会計期間末(年度末)残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) (百万円)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) (百万円)
支払リース料	3,708	1,473
減価償却費相当額	3,708	1,473

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(借手側)

	前事業年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当中間会計期間 (平成24年9月30日) (百万円)
1年内	16,356	18,436
1年超	90,190	142,898
合計	106,547	161,334

(貸手側)

	前事業年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当中間会計期間 (平成24年9月30日) (百万円)
1年内	146	83
1年超	1,672	1,582
合計	1,819	1,666

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成24年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	22,185	24,450	2,265
関連会社株式	76,128	63,663	△12,464
合計	98,313	88,114	△10,198

当中間会計期間(平成24年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	22,185	17,732	△4,452
関連会社株式	59,172	55,527	△3,644
合計	81,357	73,260	△8,097

(注) 1 時価は、中間会計期間末日(期末日)における市場価格等に基づいております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)

計上額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
子会社株式	1,718,428	1,847,303
関連会社株式	80,137	75,516
合計	1,798,566	1,922,820

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額

		前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	21.28	13.14
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	271,900	171,416
普通株主に帰属しない金額	百万円	9,075	9,075
うち優先配当額	百万円	9,075	9,075
普通株式に係る中間純利益	百万円	262,825	162,341
普通株式の期中平均株式数	千株	12,350,038	12,350,038
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
該当ありません。

(2) 【その他】

中間配当

平成24年11月14日開催の取締役会において、第8期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金総額	78,235百万円
1株当たりの中間配当金	
普通株式	5円60銭
第一回第六種優先株式	105円45銭
第一回第七種優先株式	57円50銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

提出日	提出先
平成24年6月29日	関東財務局長

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

提出日	提出先	
平成24年7月13日	関東財務局長	平成24年6月29日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。

(3) 発行登録追補書類及びその添付書類

提出日	提出先
平成24年4月13日	関東財務局長
平成24年5月25日	関東財務局長
平成24年7月13日	関東財務局長
平成24年8月17日	関東財務局長

(4) 訂正発行登録書

提出日	提出先
平成24年5月8日	関東財務局長
平成24年5月15日	関東財務局長
平成24年6月28日	関東財務局長
平成24年8月3日	関東財務局長
平成24年8月16日	関東財務局長

(5) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

提出日	事業年度	提出先
平成24年6月28日	第7期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	関東財務局長

(6) 臨時報告書

提出日	提出先	
平成24年5月8日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。
平成24年5月15日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月26日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋口誠之	⑨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	園生裕之	⑨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福井良太	⑨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大谷幸弘	⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月26日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋	口	誠	之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	園	生	裕	之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福	井	良	太	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	谷	幸	弘	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月29日
【会社名】	株式会社三菱東京UFJ銀行
【英訳名】	The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 平野 信行
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	本店のほかに該当ありません

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取平野信行は、当行の第8期の中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)の半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当行は、平成24年11月22日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。